

第5章

保健衛生課

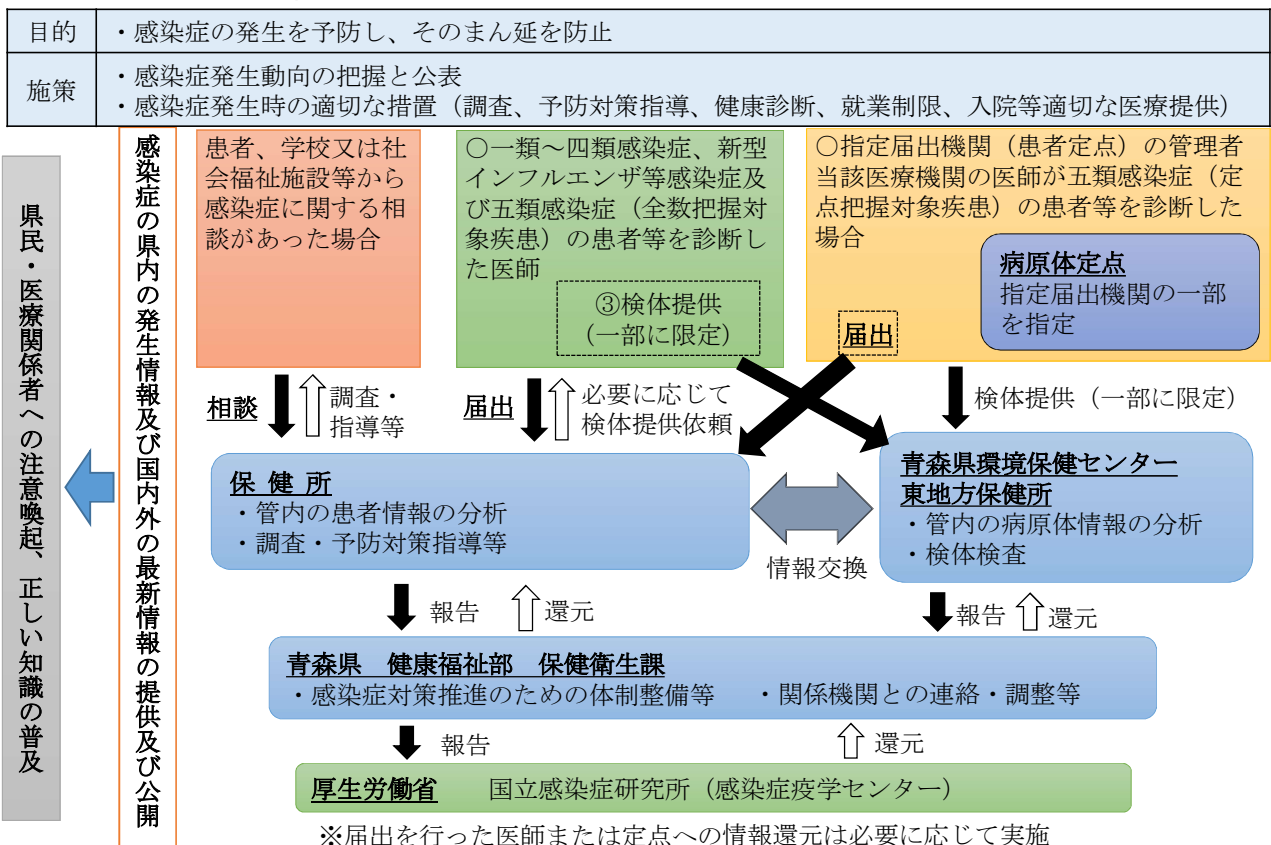
事業概要

第1節 感染症対策

国の取組：感染症関係法令の整備状況

年月	概要	内容
H10年10月	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という)の制定	新興・再興感染症への対策や感染症患者の人権の尊重等の観点から、総合的な感染症対策を推進するために制定され、平成11年4月から施行。
H15年10月	感染症法の改正	重症急性呼吸器症候群(SARS)等の国外における感染症の発生や高病原性鳥インフルエンザ等の動物由来感染症対策を強化するため、新たに一類から五類までの5つの類型に感染症を分類し、各類型に応じた予防・発生時対策等を実施。
H18年12月	感染症法の改正	テロの未然防止に関する病原体等の管理体制の確立、最新の医学の知見に基づく感染症分類の見直し及び結核対策の見直しのため、感染症を巡る環境の変化に対応できる体制を整備。
H20年5月	感染症法の改正	新型インフルエンザの発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況を踏まえ、鳥インフルエンザ(H5N1)を二類感染症に、感染症の類型に「新型インフルエンザ等感染症」を追加し、当該感染症を入院、検疫等の措置の対象となる感染症とする等の所要の規定を整備。
H24年5月	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	平成21年に発生した新型インフルエンザ(H1N1)の教訓を踏まえ、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、制定され、平成25年4月に施行。
H26年11月	感染症法の改正	最近の海外における感染症の発生の状況、国際交流の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、感染症予防対策の推進を図るとともに感染症のまん延を防止するため、中東呼吸器症候群(MERS)の二類感染症への追加、感染症に関する情報の収集に関する規定を整備。平成27年1月には、MERS及び鳥インフルエンザ(H7N9)を二類感染症に追加。

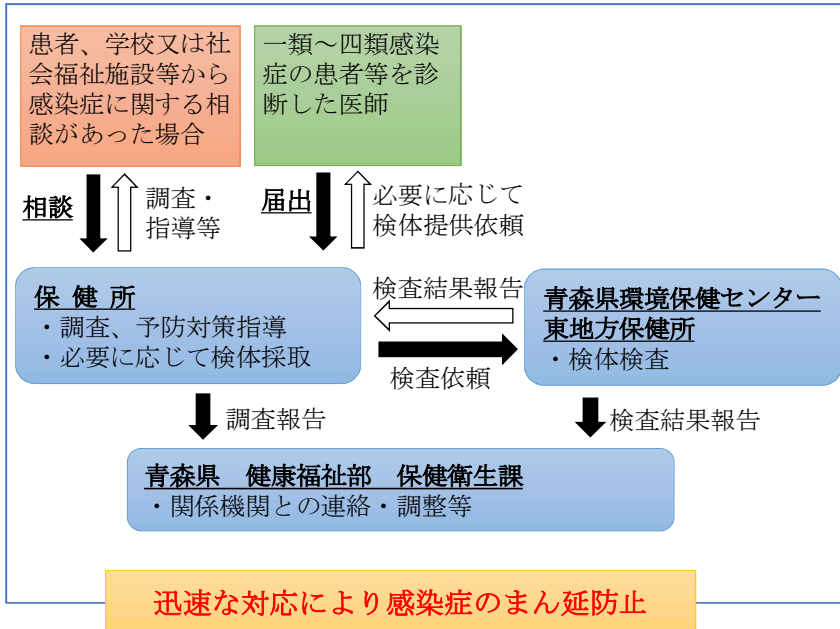
県の取組：感染症情報の収集・分析・提供・公開及び感染症の調査・指導等



1 一類～四類感染症

一類～四類感染症の患者等を診断した医師は、直ちに保健所に届出を行うこととされており、届出を受けた保健所は、感染症の発生を予防し又は感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするために調査等を行っている。

また、患者、学校又は社会福祉施設等から相談があった場合も必要に応じて調査等を行っている。



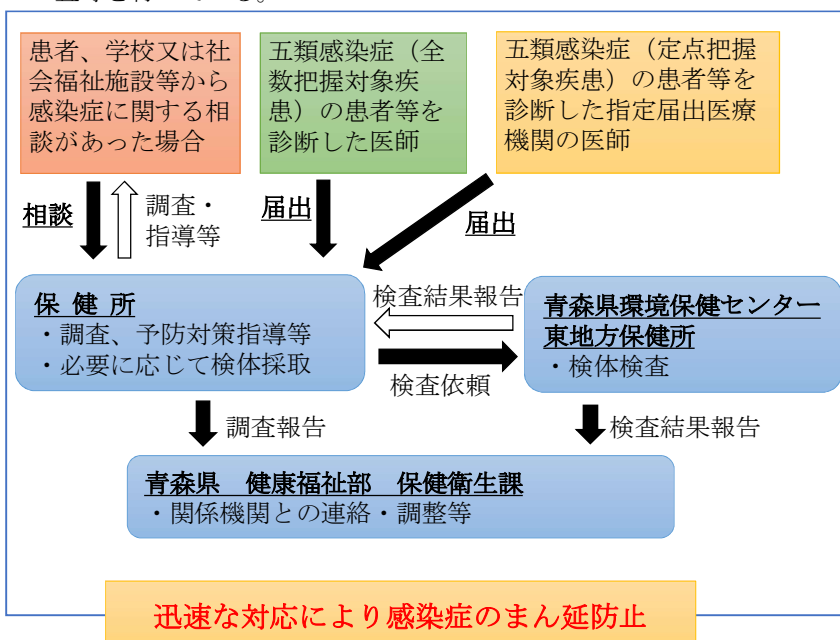
本県の平成27年の一類～四類感染症の届出患者数

類型	感染症名	患者数
二類	結核	302
三類	細菌性赤痢	1
	腸管出血性大腸菌感染症	47
四類	つつが虫病	8
	レジオネラ症	4
合計		362

2 五類感染症

五類感染症（全数把握対象疾患）の患者等を診断した医師は、7日以内に（一部は直ちに）保健所に届出を行うこととされている。また、五類感染症（定点把握対象疾患）の患者等を診断した指定届出機関の医師は、次の月曜日までに保健所に届出を行うこととされている。

①届出を受けた、又は②患者、学校又は社会福祉施設等から相談があった場合で集団発生している場合等に保健所は、感染症の発生を予防し又は感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするために調査等を行っている。



本県の平成27年の主な五類感染症の届出患者数

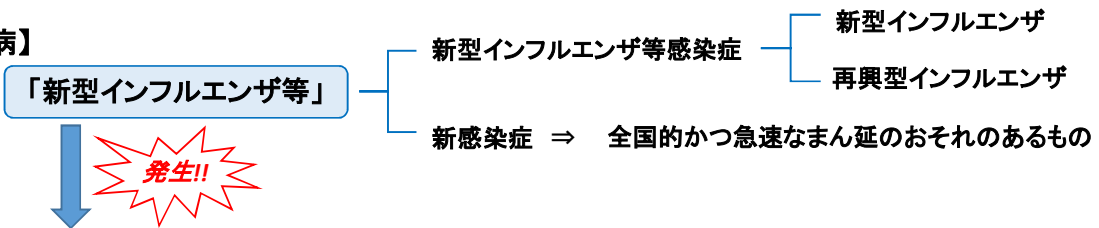
	感染症名	患者数
全数把握対象	侵襲性肺炎球菌感染症	19
	カルバペネム耐性腸内細菌科感染症	17
	梅毒	8
定点把握対象	インフルエンザ	14,893
	感染性胃腸炎	7,828
	手足口病	6,031
	A型溶血性レンサ球菌咽頭炎	3,120
	R Sウイルス感染症	1,320

*感染症名は一部省略。詳細は第9章 資料参照

3 新型インフルエンザ等対策

- 【根拠】 ◆新型インフルエンザ等対策特別措置法
◆感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

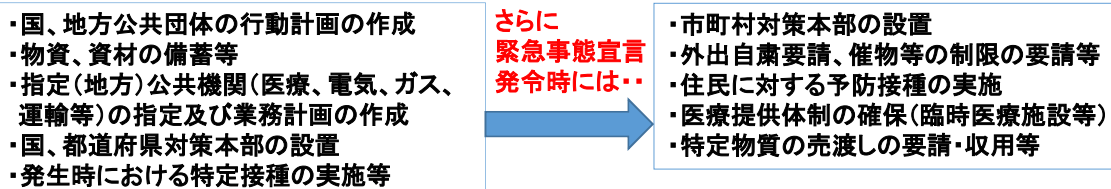
【対象疾病】



【目的】 対策を講じることにより..

- ◆国民の生命・健康を保護すること
- ◆国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすること

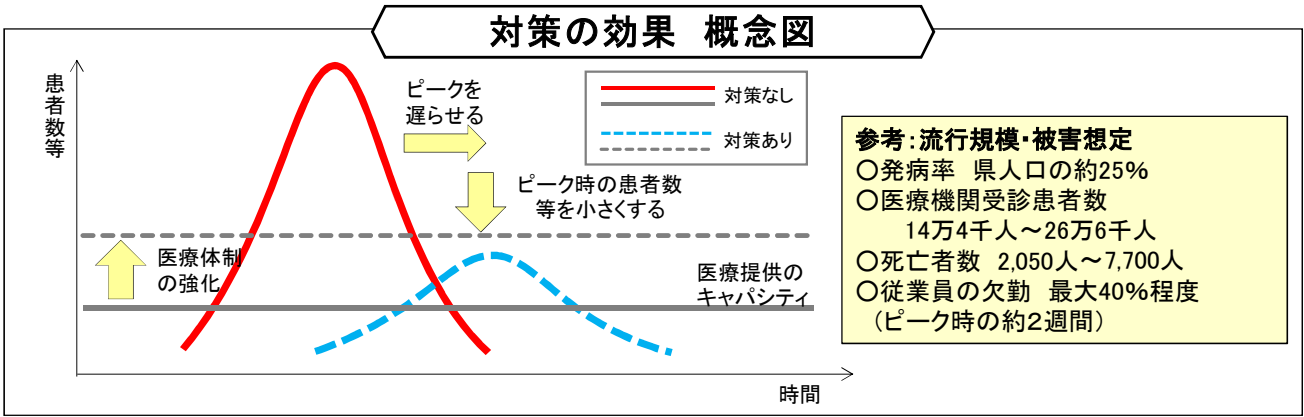
【対策の概要】



【本県におけるこれまでの主な取組と実績】

- ①新型インフルエンザ等対策の体制整備
 - ・「新型インフルエンザ等対策青森県行動計画」の作成(H25.11)
- ②マニュアル等の整備
 - ・対策マニュアル【医療提供版】の作成(H26.10)
 - ・対策マニュアル【社会対応版】の作成(H27.2)
 - ・対策マニュアル【各部局】の作成(H26～H27)
- ③抗インフルエンザウイルス薬の備蓄
 - ・国が示す備蓄目標量(タミフル259,400人分、リレンザ57,900人分)を達成(H18～H26)
- ④訓練の実施
 - ・連絡訓練(H25,H26,H27)
 - ・机上訓練(H25,H27)
 - ・実動訓練(H26,H27)
- ⑤市町村への行動計画作成支援
 - ・40市町村中39市町村で行動計画完成(H27末現在)
- ⑥指定地方公共機関への業務計画作成支援
 - ・20機関中20機関で業務計画完成(H27末現在)

参考 「新型インフルエンザ等対策青森県行動計画」の概要



発生段階ごとの対策の概要

	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
国	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
県	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期
	<ul style="list-style-type: none"> ○国内発生に備えた体制整備 ○早期発見 <ul style="list-style-type: none"> ・県対策本部の設置 ・サーベイランス体制の強化 ・相談窓口の設置 ・水際対策への協力 ・特定接種の実施 ・帰国者・接触者外来の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大の抑制 ・感染拡大に備えた体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・患者の全数把握 ・相談窓口の強化 ・住民への予防接種の開始 ・患者への入院措置 ★外出自粛の要請 ★施設の使用制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制の維持 ・健康被害の軽減 ・生活、経済への影響最小化 <ul style="list-style-type: none"> ・重症者等の状況把握 ・医療関係者への従事要請 ・経済の安定の確保 ★外出自粛の要請 ★施設の使用制限 ★臨時の医療施設の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二波への備え ・医療、社会経済活動の回復 <ul style="list-style-type: none"> ・県対策本部の廃止 ・対策の見直し ・住民への予防接種の継続 ★緊急事態措置の縮小・中止 <p style="text-align: right;">(★は緊急事態宣言時)</p>

4 予防接種

(1) 予防接種制度の概要

【目的】

- ◆伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を実施し、国民の健康の保持に寄与する。
- ◆予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。

【対象疾病】

◆A類疾病 (主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点)

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ジフテリア ・急性灰白髄炎(ポリオ) ・風しん ・破傷風 ・Hib感染症 ・ヒトパピローマウィルス感染症(子宮頸がん予防) ※H25.6～積極的な接種勧奨の差し控え | <ul style="list-style-type: none"> ・百日せき ・麻しん(はしか) ・日本脳炎 ・結核 ・小児の肺炎球菌感染症 ・水痘 ・B型肝炎(H28.10～) |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



◆B類疾病 (主に個人予防に重点)

- ・インフルエンザ
- ・高齢者の肺炎球菌感染症

【実施主体】

- ◆定期の予防接種
 - ・・・市町村
- ◆臨時の予防接種
 - ・・・都道府県又は市町村

【現在定期接種化へ向けて審議中のワクチン】

- ◆おたふくかぜ
- ◆ロタ



(2) 事業概要

風しん予防対策

【経緯】

「風しんに関する特定感染症予防指針」(平成26年4月1日適用)が公布され、平成32年までに風しんの排除を達成するため、以下の目標が設定された。

目標①「定期予防接種の接種率目標95%以上の達成・維持」

目標②「成人に対する抗体検査・予防接種の推奨」

【現状】:平成27年度の実績

目標①「定期予防接種の接種率目標95%以上の達成・維持」

➡ **第1期:94.5% 第2期:95.4%**

目標②「成人に対する抗体検査・予防接種の推奨」

➡ **風しん抗体検査事業費補助を実施**



★本県において、風しん及び先天性風しん症候群の発生はなかった。

【今後の目標】:平成28年度の取組

◆風しん予防接種の勧奨・・・定期予防接種率95%以上の達成・維持

◆風しん抗体検査事業の継続

引き続き、本県における風しん及び先天性風しん症候群の発生及びまん延を防止する

5 エイズ対策

事業概要

【現状と課題】

- ◆本県におけるHIV感染者及びエイズ患者は、平成元年以降、ほぼ毎年届出があり、全国と比較して20代～30代の若年層の割合が高い。
- ◆HIV感染者は早期治療により、エイズ発症を予防できるが、本県におけるエイズ患者は発症後の医療機関受診によって発見されている。
- ◆保健所における相談及び無料・匿名検査件数は減少傾向にあり、保健所の検査で感染者を発見できていない状況である。

【事業内容】

◆エイズ対策推進協議会等運営事業 ・・・エイズ対策に係る計画策定及び関係機関の連携体制構築	◆エイズ対策に係る人材養成事業 ・・・保健所及びエイズ治療拠点病院の医療従事者の育成
◆エイズ対策に係る普及啓発活動事業 ・・・HIV感染症及びエイズに関する正しい知識の普及啓発	◆エイズ治療拠点病院等治療ケア促進事業 ・・・エイズ治療技術の向上
◆特定感染症検査事業 ・・・各保健所におけるエイズ及びその他性感染症検査の実施	

【期待される効果】

- ①若年層に対する正しい知識の普及啓発→**新たな感染の予防**
- ②保健所検査体制の充実による感染者の早期発見及び早期受診→**エイズ発症予防**
- ③治療体制の充実による患者の不安軽減→**治療継続・薬剤耐性化の予防**



6 結核予防対策

【青森県結核予防計画における大目標】

全国的に罹患率の低い東北5県と同水準まで罹患率を減少させる。
2015年までに罹患率を人口10万人対11.0以下とする。

【現状と課題】

- ・罹患率は中長期的に減少傾向であるが、近年は横ばい傾向である。
- ・全国平均を下回っているが、東北の中では最も高い罹患率である。
- ・高齢者ほど罹患率が高く、発見の遅れが目立っている。

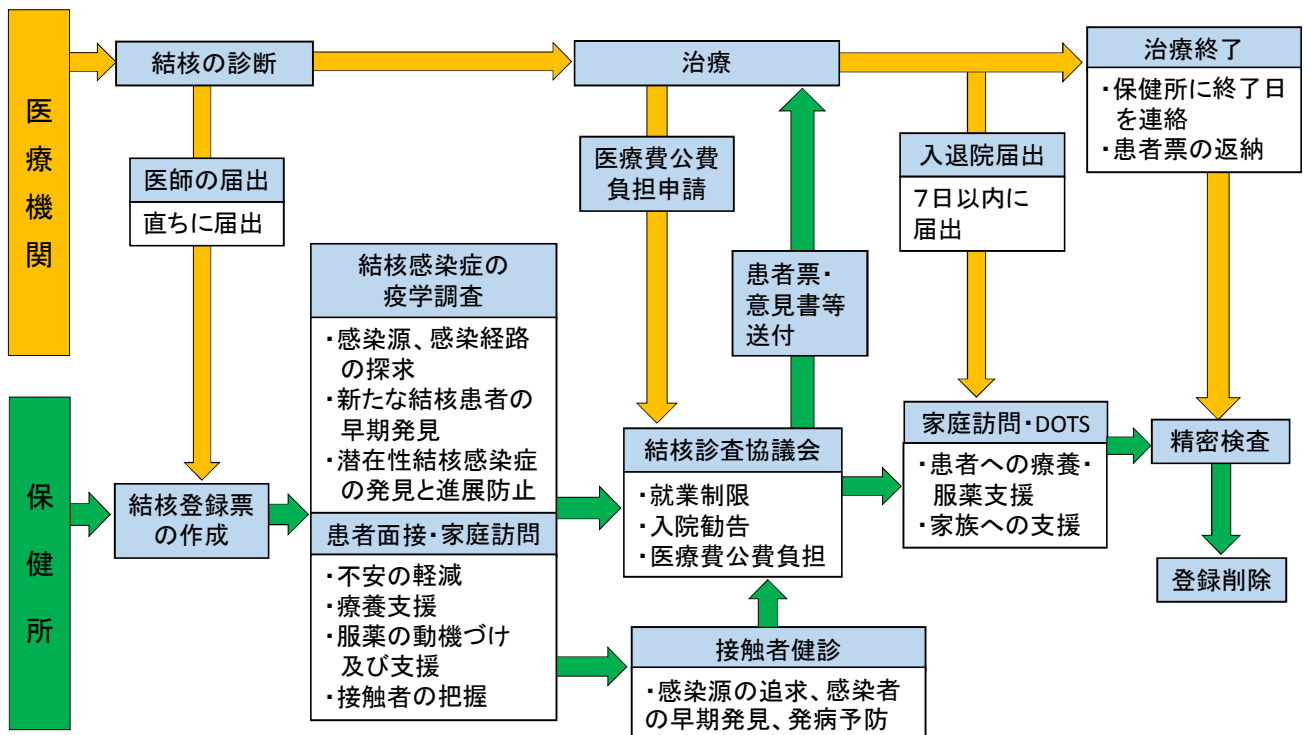
【施策(取組)】

○正しい知識の普及啓発、健診の受診勧奨	○研修会の開催
○結核患者への服薬支援	○接触者健診の実施
○予防接種の接種勧奨	○結核研究所研修へ職員派遣

【期待される効果】

●患者の早期発見・早期受診	●適正医療の普及
●治療の完遂、多剤耐性結核菌の予防	●結核のまん延防止
●重症化の予防	●服薬支援者の養成、資質向上

結核患者対応フロー図



第2節 難病対策

1 難病の患者に対する医療等に関する法律

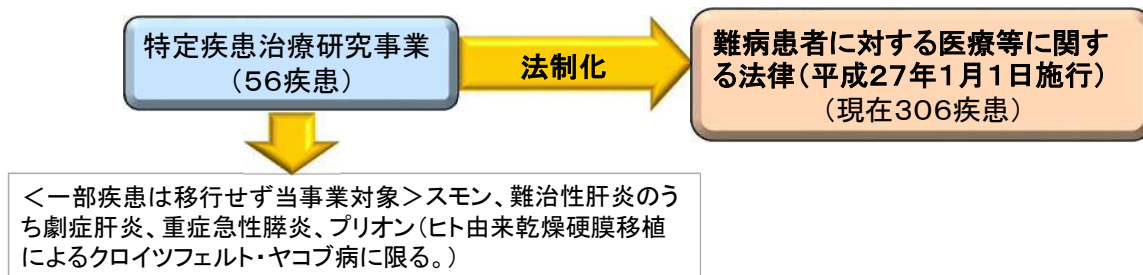
経緯

難病対策をさらに充実させ、難病患者に対する良質・適切な医療の確保と療養生活の質の維持向上を図っていくものとして、「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)」が平成27年1月1日から施行された。

難病法が対象とする指定難病は、平成26年12月31日までの特定疾患治療研究事業の56疾患から、平成27年1月からは110疾病となり、さらに、平成27年7月からは対象疾病が306疾病に拡大した。

概要

- (1) 難病に係る医療その他難病に関する施策の総合的な推進のための基本方針の策定
- (2) 難病に係る公平で安定的な医療費助成制度の確立
- (3) 難病の医療に関する調査及び研究の推進
- (4) 療養生活環境整備事業の実施



2 指定難病について

難病とは

- 発病の機構が明らかでなく
- 治療方法が確立していない
- 希少な疾病であって
- 長期の療養を必要とするもの

患者数等による限定は行わず、幅広く対象とし、調査・研究や患者支援を推進

指定難病とは

難病のうち

- 患者数がおおむね人口の0.1%に達していないこと
- 診断に関して客観的な指標による一定の基準が定まっていること

以上の要件を満たし、その難病患者の置かれている状況からみて、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものについて厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて指定

医療費助成の対象

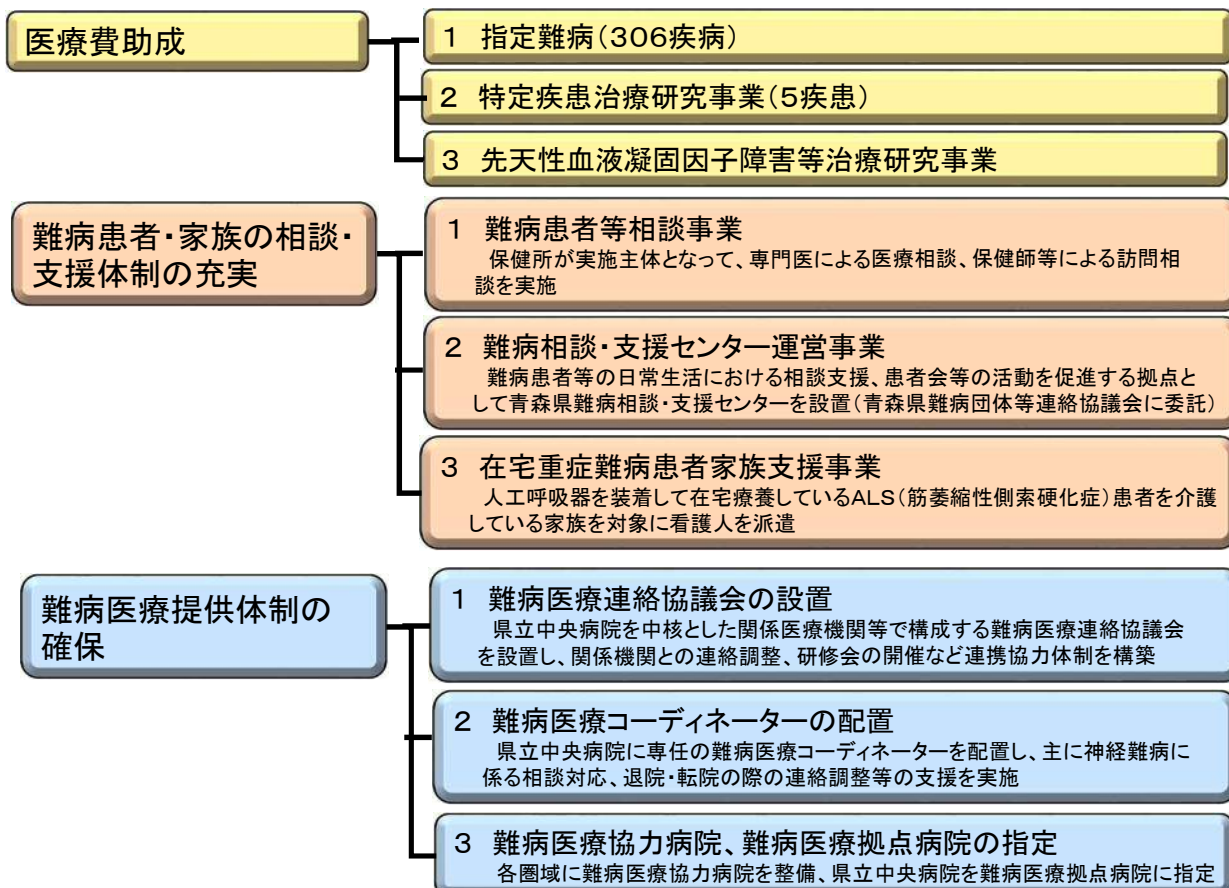
平成27年1月～110疾病
平成27年7月～306疾病

3 難病の患者に対する医療等の基本的な推進を図るための基本的な方針（概要）

難病法では、国において、国及び地方自治体が今後取り組むべき基本的な方針を定めることとされ、平成27年9月15日に「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」が告示された。基本方針は、少なくとも5年ごとに再検討されることとなっている。

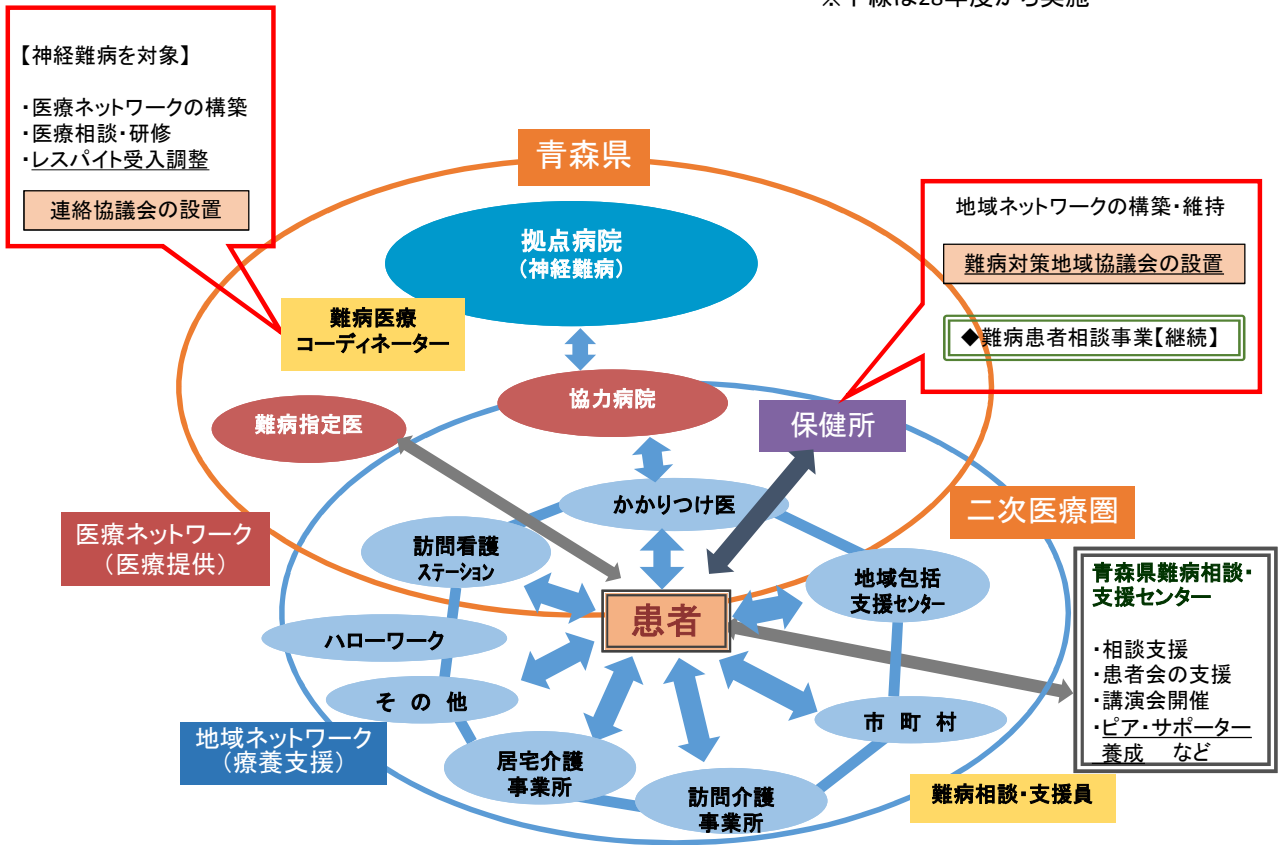
1 難病の患者に対する医療等の推進の基本的方向 ○難病患者及びその家族を支援し、社会で尊厳を持って生きることができるよう、総合的な施策を実施。	6 難病の患者に対する医療のための医薬品、医療機器及び再生医療等製品に関する研究開発の推進に関する事項 ○難病の病因や病態を解明し、効果的な治療が行えるよう研究開発を推進。
2 難病の患者に対する医療費助成制度に関する事項 ○診断基準や重症度分類等について随時見直し。 ○指定難病患者のデータベースを構築。	7 難病の患者の療養生活の環境整備に関する事項 ○難病患者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、難病の患者を多方面から支えるネットワークを構築。
3 難病の患者に対する医療を提供する体制の確保に関する事項 ○早期に診断ができる体制を構築し、診断後は身近な医療機関で適切な医療を受けることができる体制を確保するとともに、医療機関や診療科等の連帯強化。	8 難病の患者に対する医療等と難病の患者に対する福祉サービスに関する施策、就労の支援に関する施策その他の関連する施策との連携に関する事項 ○福祉サービスの充実と難病であることを安心して開示し、治療と就労を両立できる環境を整備。
4 難病の患者に対する医療に関する人材の養成に関する事項 ○難病の正しい知識を持った医療従事者等を養成し、地域において適切な医療を提供する体制を整備。	9 その他難病の患者に対する医療等の推進に関する重要事項 ○難病の正しい知識の普及啓発を図り、地域で尊厳を持って生きることのできる社会の構築に努める。
5 難病に関する調査及び研究に関する事項 ○難病の実態等を把握し、診断基準や重症度分類等の作成や改訂等に資する調査及び研究を実施。	

4 県の難病対策の概要



5 青森県の難病対策事業（イメージ図）

※下線は28年度から実施



6 重症難病患者在宅療養支援事業【平成28年度新規事業】

(1) 事業概要

人工呼吸器を装着している重症難病患者を介護する家族が病気や休息等で介護できない場合に、一時入院又は看護人派遣を行う。

①一時入院【国庫補助事業】

協力医療機関への一時入院（年14日以内）

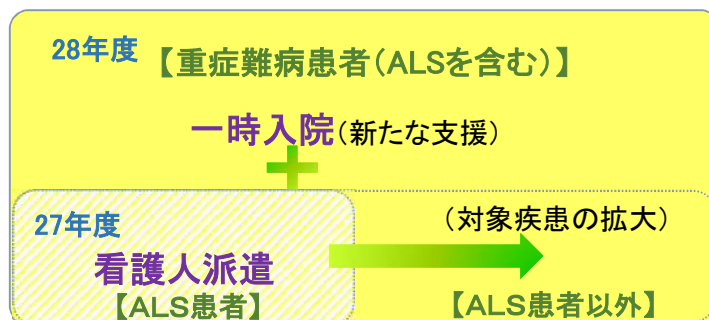
②看護人派遣【県単独事業】

一時入院が困難な場合等に看護人を自宅に派遣（月7日以内）

⇒平成27年度はALS(筋萎縮性側索硬化症)患者のみ対象に実施

(2) 事業目的

レスパイトケア(介護する家族の休息支援)を通じて、難病患者の安定した療養生活の確保と患者・家族の生活の質の向上を図る。



第3節 ハンセン病回復者支援

(1) ハンセン病回復者支援の概要

ハンセン病に対する正しい知識の普及と福祉施策を推進することにより、本県にある国立療養所松丘保養園及び県外の療養所に入所する県出身者のハンセン病回復者の名誉を回復し、社会復帰の促進を図る。

(2) 本県の概況

県出身者が入所するハンセン病療養所及び入所者数（平成27年末）

- ・国立療養所松丘保養園（青森県） 29人
- ・国立療養所東北新生園（宮城県） 1人
- ・国立療養所多磨全生園（東京都） 1人
- ・国立駿河療養所（静岡県） 2人

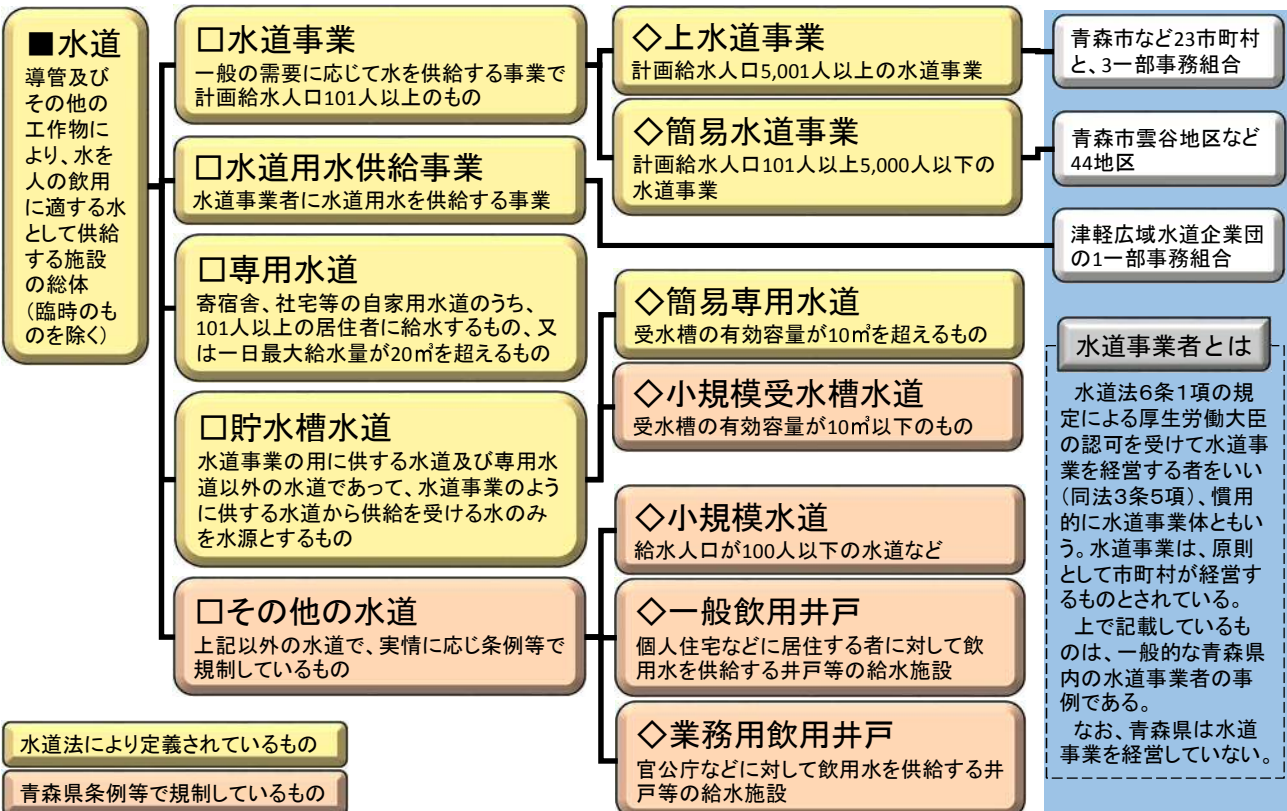
(3) これまでの取組

正しいハンセン病の知識の普及を図るほか、ハンセン病回復者の社会復帰等の支援を行っている。

- 普及啓発事業
 - ・高校生等へのハンセン病をテーマにした映画上映
 - ・ハンセン病を正しく理解するためのパネル展の開催
 - ・啓発物品の配布
- 社会復帰・社会生活支援事業
 - ・地域交流事業（ねぶた祭招待）
 - ・県外療養所に入所する県出身者への地元紙配達
 - ・松丘保養園青森県人会活動助成
 - ・県出身者に対する年末見舞金の贈呈

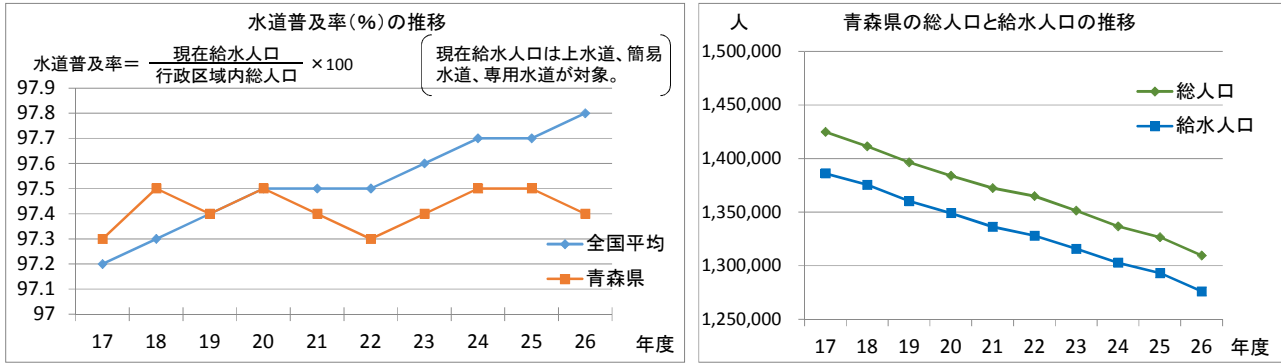
第4節 水道対策

1 水道の定義・分類



2 水道の普及整備の現状

清浄で豊富な飲料水を供給するため、水道の普及・整備に努めている。平成27年3月末における給水人口は、1,276,033人で普及率は97.4%となっており、全国平均97.8%より0.4%低い。



3 水道整備の基本方針

青森県水道整備基本構想に掲げる以下の基本方針に基づき、広域的、計画的な水道の整備の推進に努める。

安全でおいしい水の供給	安定した水供給体制の確立	安心できる水道の整備	利用者の視点に立った水道づくり
<p>原水の水質に応じた適切な浄水処理と水質管理を行うとともに、水源地域の保全により原水の水質を向上させ、安全でおいしい水を利用者に供給する</p>	<p>新規水源の開発や既存水源の有効活用により安定水源を確保するとともに、水利用の広域化や水の用途間転用により合理的な水利用を図り、安定した水供給体制を確立する</p>	<p>施設の耐震化を推進するとともに、災害時の相互応援体制を充実させ、利用者が安心できる水道を整備する</p>	<p>十分な情報公開の下で利用者のニーズを的確に把握し、ニーズに応えられる水道サービスを提供するとともに、経営の合理化を推進し、利用者の視点に立った水道づくりを進める</p>

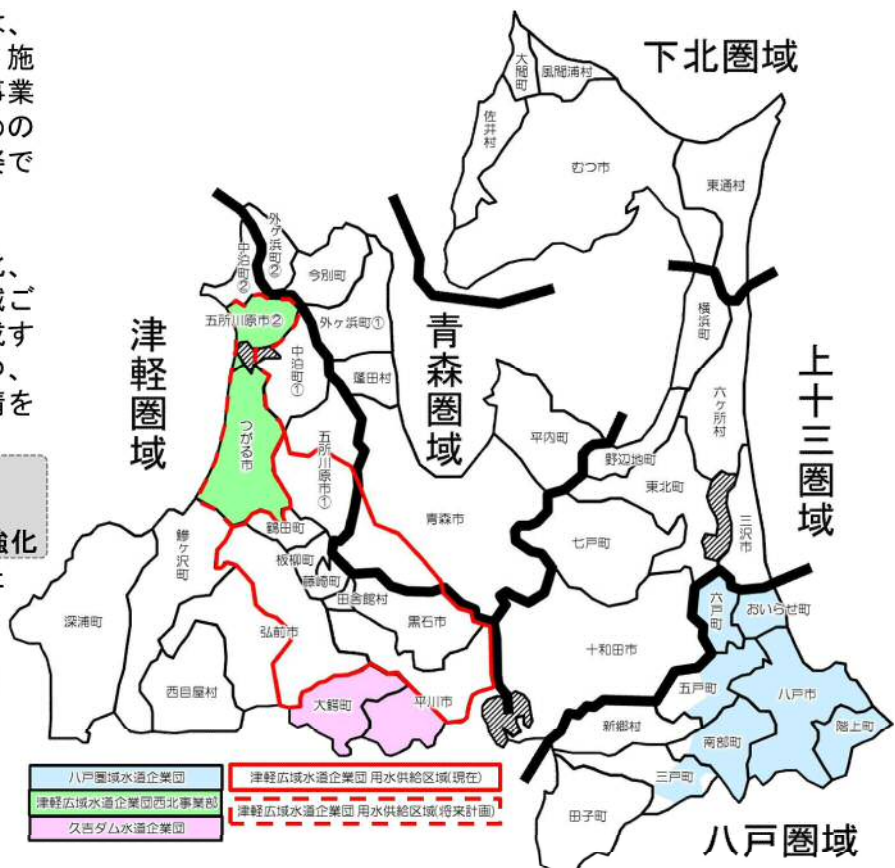
4 青森県水道整備基本構想における圏域

水道事業の広域的な統合は、水源の確保、経営の合理化、施設管理の高度化など、水道事業が抱える課題を解決するための手段として一つの望ましい姿であると言える。

青森、津軽、上十三、下北、八戸の5圏域において、圏域ごとに一つの水道事業体を形成することを最終的目標としつつ、各圏域ごとに多種多様な事情を抱えている実状を考慮し、

- ①隣接する事業者の統合
- ②事業者間の水融通
- ③水質管理の面での協力強化

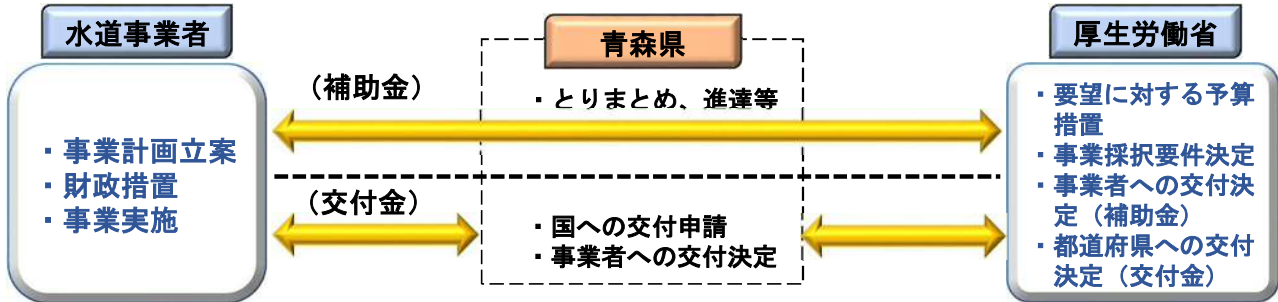
など、各圏域の実状に応じた多様な形での広域化を進めることにより、水源の確保や経営の合理化を図っていくこととする。



5 上水道・簡易水道の整備

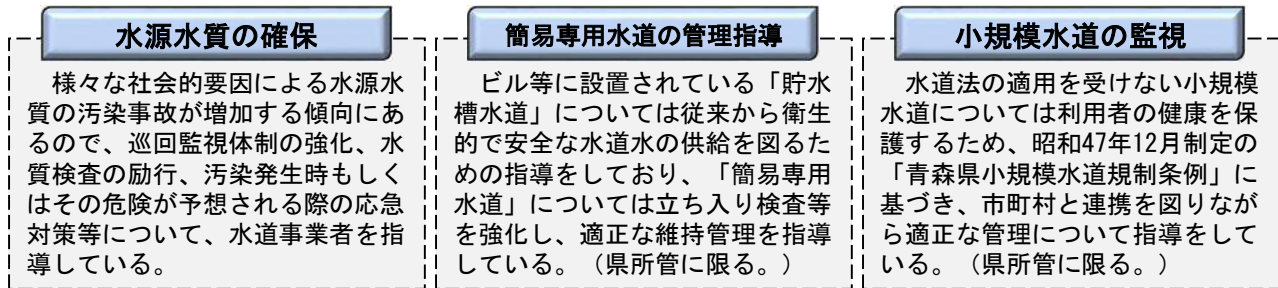
安全・安心で安定した水供給体制を確立するために、それぞれの水道事業者（各市町村等）が事業主体となって水道施設整備費の補助金・交付金を活用しながら、水道施設における耐震化事業、老朽管更新事業や簡易水道の統合事業等を実施している。

なお、青森県が独自に水道事業を運営していないため、県は水道整備事業を実施していない。



6 水道の維持管理指導

水道に起因する事故を未然に防止し、清浄・豊富な飲料水を供給するために、施設等の維持管理の適正に努め、水源汚染防止、塩素滅菌等について管理指導の強化を行っている。



7 飲用井戸等の衛生対策

化学物質等による地下水汚染の拡大

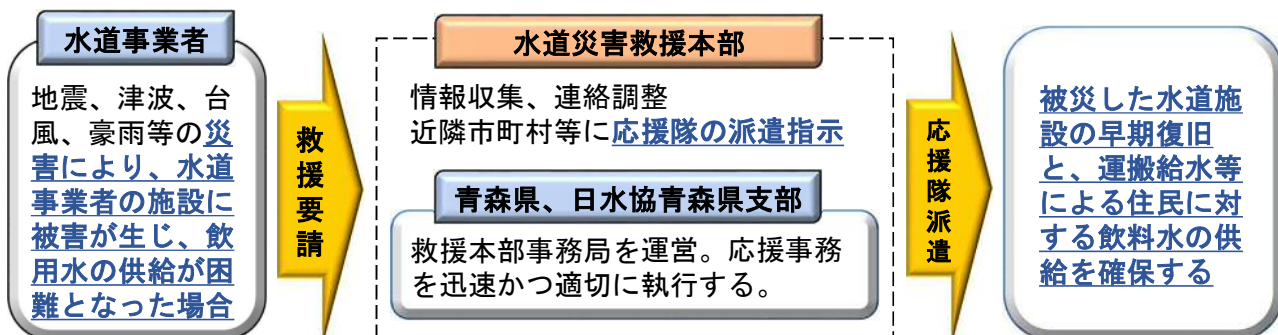
一般飲用井戸等の汚染や小規模受水槽を有する施設の不適切な管理等が全国的な問題に

青森県飲用井戸等衛生対策要領

水道法等の規制の及ばない飲用井戸等の総合的な衛生確保を図るため、昭和62年8月に策定した「青森県飲用井戸等衛生対策要領」に基づき、**実態の把握、施設の管理及び水質検査の実施等について指導**している。（市所管を除く。）

8 災害時における給水体制の確立

非常災害等の発生時に、県内の水道事業者が相互に応援し合う「水道災害相互応援協定」（昭和44年4月）に基づき、給水器具・技術者・諸資材を被災市町村に対して応援する体制を確立し、公益社団法人日本水道協会青森県支部と協力して地震・水害・異常湧水等に対応する。



9 水道関係の事務権限

地方自治法、水道法において、①知事の権限に属する事務の一部を市町村長が処理することができる、②市又は特別区の区域においては知事と市長又は区長と読み替えるとされている一部の水道関係事務については、一部市町村が事務を実施している。

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

（条例による事務処理の特例）

第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

水道法（昭和32年6月15日法律第177号）

（都道府県が処理する事務）

第46条（略）2 この法律（第32条、第33条第1項、第3項及び第5項、第34条第1項において読み替えて準用される第13条第1項及び第24条の3第2項、第36条、第37条並びに第39条第2項及び第3項に限る。）の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、地方自治法（昭和22年法律第67号）で定めるところにより、町村長が行うことができる。

（市又は特別区に関する読み替え等）

第48条の2 市又は特別区の区域においては、第32条、第33条第1項、第3項及び第5項、第34条第1項の規定により読み替えて準用される第13条第1項及び第24条の3第2項、第36条、第37条並びに第39条第2項及び第3項中「都道府県知事」とあるのは、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

■市町村が所管している水道関係事務（県の所管外となる水道関係事務）

簡易専用水道	専用水道	小規模水道	飲用井戸等
青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、蓬田村、鱒ヶ沢町、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、中泊町、野辺地町、六戸町、横浜町、東北町、東通村、五戸町、新郷村	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、六戸町、東通村、五戸町、新郷村	青森市、六戸町、東通村、五戸町、新郷村	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市

第5節 生活衛生対策

1 生活衛生関係営業の衛生確保

現状

1 関係法令による規制

生活衛生関係営業については、衛生上必要な基準が法令等で定められている。

（生活衛生関係営業六法）

- ① 理容師法、② 美容師法、
- ③ クリーニング業法、④ 興行場法、
- ⑤ 旅館業法、⑥ 公衆浴場法

2 公衆浴場の確保等

① 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律

公衆浴場（銭湯等の一般の公衆浴場）は地域住民の衛生的な生活のために不可欠な施設であることから、県は公衆浴場の確保に必要な助成等を講じるよう努めることとされている。

② 公衆浴場の配置の基準

公衆浴場の共倒れを防ぐために、配置の基準を県条例で定めることとされている。

③ 物価統制令

住民の公衆浴場の利用機会の確保のために、県は入浴料金の統制額（上限額）を指定することとされている。

県の取組

1 生活衛生関係営業に対する監視指導

① 生活衛生関係六法に基づく監視指導

生活衛生営業に対し監視指導を実施し、衛生水準の向上を図る。特に、旅館及び公衆浴場の入浴施設については、レジオネラ症の発生の予防のため、重点的に監視指導を実施する。

（青森市を除く）

平成27年度	施設数	監視指導件数
理容所	1,808	431
美容所	2,553	581
クリーニング所	741	274
興行場	61	26
旅館	1,237	398
公衆浴場	394	272
計	6,794	1,982

2 公衆浴場の確保等に係る取組

① 公衆浴場営業者（一般）に対する補助

公衆浴場施設整備費補助（平成27年度実績）2,709千円

② 公衆浴場（一般）の配置の基準の設定

公衆浴場法施行条例において、施設間は次の距離以上であることとしている。・市部：290メートル・町村部：350メートル

③ 公衆浴場（一般）入浴料金の統制額の指定

定期的に、公衆浴場の経営実態調査を実施し、必要に応じ、入浴料金の統制額の見直しを行う。

現在の入浴料金は、平成28年3月に、本県における統制額を次のとおり指定した。・大人：450円・中人：150円・小人：60円

2 生活衛生関係営業の経営の健全化

現状

1 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(生衛法)

国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業について、衛生水準の向上を図るためには、経営の健全化は不可欠であるため、生衛法において、そのための方策等が規定されている。

- ① 生活衛生関係営業(生衛業)
 - 1.飲食店営業(ずし、めん類、中華料理、**社交料理**、一般飲食) 2.喫茶店営業 3.食肉販売業(食鳥肉・**食肉**) 4.冰雪販売業 5.**理容業** 6.**美容業** 7.**興行場営業** 8.旅館業(**旅館**・ホテル、簡易宿所) 9.**公衆浴場業** 10.**クリーニング業**
 - * 太斜字は本県に組合がある営業
 - ② 生衛法における主な規定
 - ・営業者が組織する生活衛生同業組合
 - ・生衛業の経営の健全化の相談、指導等を行う都道府県生活衛生営業指導センター
 - ・国、県による指導センターに対する補助
 - ・国、県による組合に対する助成
- 2 日本政策金融公庫(生活衛生貸付)
生衛業者が利用できる各種融資制度がある。

【課題】

○生衛業は中小零細企業が多いため、事業展開をする資金的・人的余力がなく、生活衛生営業指導センター等によるバックアップが必要である。

県の取組

1 (公財)青森県生活衛生営業指導センターに対する補助等

- ① 設立時(昭和58年)における出捐
 - ・指導センターの基本財産として、1,500千円を出捐している。
- ② 生活衛生指導助成事業費(国1/2)
 - ・職員4名の人件費及び各種相談、指導事業等の事業費について、補助金を交付している。
 - (平成27年度実績) 18,159千円

2 組合に対する助成

- ① 生活衛生関係営業振興事業費(県単)
 - ・各組合が指導センターと協力して行う生衛業振興のための事業について、指導センターに対して補助金を交付している。
 - (平成27年度実績) 1,750千円

3 生活衛生貸付の活用の推進

生衛業の衛生設備の改善等による衛生水準の向上を図るため、生活衛生貸付の活用の推進に努めている。

- ① 一般貸付
 - 設備資金のみ。非組合員でも利用可能。融資を受ける場合、知事の推薦書が必要である。
- ② 振興事業貸付
 - 設備資金及び運転資金。組合員のみが利用可能。他の融資より低金利である。
- ③ 生活衛生改善貸付
 - 設備資金及び運転資金。組合員のみが利用可能。無担保、無保証人で利用可能。各組合の生活衛生営業経営特別相談員(県が養成講習会を開催している。)の指導が必要である。

3 建築物、家庭用品、墓地・埋葬、遊泳用プールに係る衛生対策

現状

1 建築物における衛生的環境の確保

建築物における衛生的環境の確保に関する法律により、建築物や建築物衛生に係る事業について規制されている。

- ① 興行場、百貨店、店舗等の用に供される床面積が3,000㎡以上の建築物等(特定建築物)については、届出や維持管理基準の遵守が義務付けられている。
 - ② 建築物衛生に係る事業を営んでいる者は、建築物清掃業等8業種について知事の登録を受けることができる。
- 2 有害物質を含有する家庭用品の規制
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律により、家庭用品の有害物質含有量等の基準が定められている。

3 墓地、埋葬等に係る衛生確保等

墓地、埋葬等に関する法律において、埋火葬や墓地・火葬場等についての規制や、埋火葬を行う者がいない場合の関係自治体の義務について定められている。

- ① 埋火葬及び墓地等の経営の許可
本県においては、埋火葬及び墓地等の経営の許可に係る事務については、市町村が行うこととなっている。
- ② 埋火葬を行う者がいない場合の措置
埋火葬を行う者がいない場合は、市町村が埋火葬を行い、費用については最終的に県が負担することとなっている。

4 遊泳用プールの衛生確保

遊泳用プール(学校に設置されているものを除く)については、厚生労働省の通知である「遊泳用プールの衛生基準」により、水質基準や維持管理基準等が定められている。

県の取組

1 建築物における衛生的環境の確保

- ① 特定建築物に対し、立入検査を実施し、建築物における衛生的環境の確保を図っている。
- ② 建築物清掃業等8業種について、登録申請時に、基準合致を確認し登録することで、建築物衛生に係る事業者の資質向上を図っている。

2 有害物質を含有する家庭用品の規制

有害物質含有量等の基準が定められている家庭用品について検査し、基準が守られていることを確認している。

(平成27年度検査実績)

区分	ホルムアルデヒド	水酸化K・Na、塩化水素、硫酸
対象品目 検査件数	繊維製品 10件	家庭用洗剤 18件

3 墓地、埋葬等に係る衛生確保等

- ① 埋火葬及び墓地等の経営の許可
すべて市町村の事務となっているが、相談等があった場合には助言等を行っている。
- ② 埋火葬を行う者がいない場合の措置
平成27年度、市町村が火葬した10件の費用計1,466千円を県が負担した。

4 遊泳用プールの衛生確保

遊泳用プールに対し立入検査を実施し、衛生水準の向上を図っている。

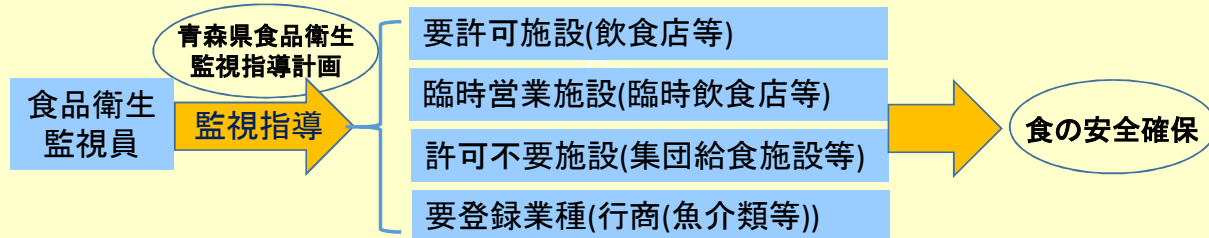
第6節 食品衛生対策

1 食品関係施設に対する監視指導

(1) 「青森県食品衛生監視指導計画」に基づく監視指導

県は、危険発生頻度の高い業種、流通の広域性、事業の規模及び地域の特性等を考慮して食品衛生法に基づき策定した「青森県食品衛生監視指導計画」により、食品関係施設等に対する監視指導を実施している。

平成27年度は、食中毒対策として、食肉を調理、提供する飲食店及び大量調理施設等に対して重点的に監視指導を実施した。



(2) あおもり食品ブランド力強化支援事業

県は、平成26年度から県産食品のブランド力の強化を衛生の観点から支援するため、「あおもり食品ブランド力強化支援事業」を実施している。

本県独自の認証制度「青森県食品衛生自主衛生管理認証制度(A-HACCP)」を立ち上げ、食品関係事業者の自主衛生管理の推進を図っている。

また、食品衛生監視員の資質向上及び指導内容の見える化により、効率的・効果的な監視指導に取り組んでいる。

2 流通食品検査

県内で製造又は流通している食品を収去し、食品衛生法で定められた規格基準等への適合状況や汚染実態等について検査を実施した。

項目	結果
流通食品検査	食品衛生法に基づく規格基準等のある食品について、微生物検査、添加物検査及び放射性セシウム検査等を実施した。3検体において規格基準違反が発見され、保健所の指導により速やかに改善された。
野菜、果物等の有害物質検査	野菜、果物(輸入食品を含む。)等に係る残留農薬について、食品衛生法で定められた規格基準への適合状況の検査を行った。有機塩素系、有機リン系、有機窒素系、カーバメート系、ピレスロイド系等128～199種類の農薬について、13品目85検体を検査した結果、基準値を超えるものはなかった。
魚介類の残留有害物質検査	国の通知に基づき、5検体の魚介類に残留するPCB、水銀及びクロルデンの検査を実施したところ、規制値(暫定規制値を含む。)を超えるものはなかった。
ホタテガイの貝毒検査	流通しているホタテガイについて下痢性貝毒検査(7検体)及び麻痺性貝毒検査(5検体)を実施したところ、規制値を超えるものはなかった。
畜水産物中の残留抗菌性物質等検査	次のとおり抗生物質等の検査を実施したところ、いずれも不検出若しくは陰性であった。 牛20頭、豚35頭、鶏27検体の筋肉、腎臓及び肝臓 鶏卵13検体 牛乳7検体
アレルギー物質検査	菓子、めん類、そうざい等40検体についてアレルギー物質検査(小麦、そば、卵、乳、落花生)を実施した。1検体においてアレルギー物質の表示漏れが発見され、保健所の指導により速やかに改善された。

3 行政処分及び食中毒等対応

食品衛生関連法令違反が確認された場合は、その措置について検討を行い、食品衛生上の危害防止の観点から違反した者に対して営業停止等の行政処分を行うこととしている。

また、食中毒の発生防止は、食品衛生の重要課題であり、食中毒の発生時には、保健所が疫学的調査及び微生物学的検査等を実施し、発生原因を究明の上、原因食品や発生の要因を排除するなど、必要な処分及び指導等の措置を講じ、被害の拡大及び再発防止に努めている。

4 輸出水産食品対応

本県産水産食品の輸出に当たっては、厚生労働省の通知に基づき、施設の登録、監視指導及び衛生証明書の発行等の事務を行っている。

なお、これとは別に、水産庁が加工施設の認定及び衛生証明書の発行等の事務を行っている。

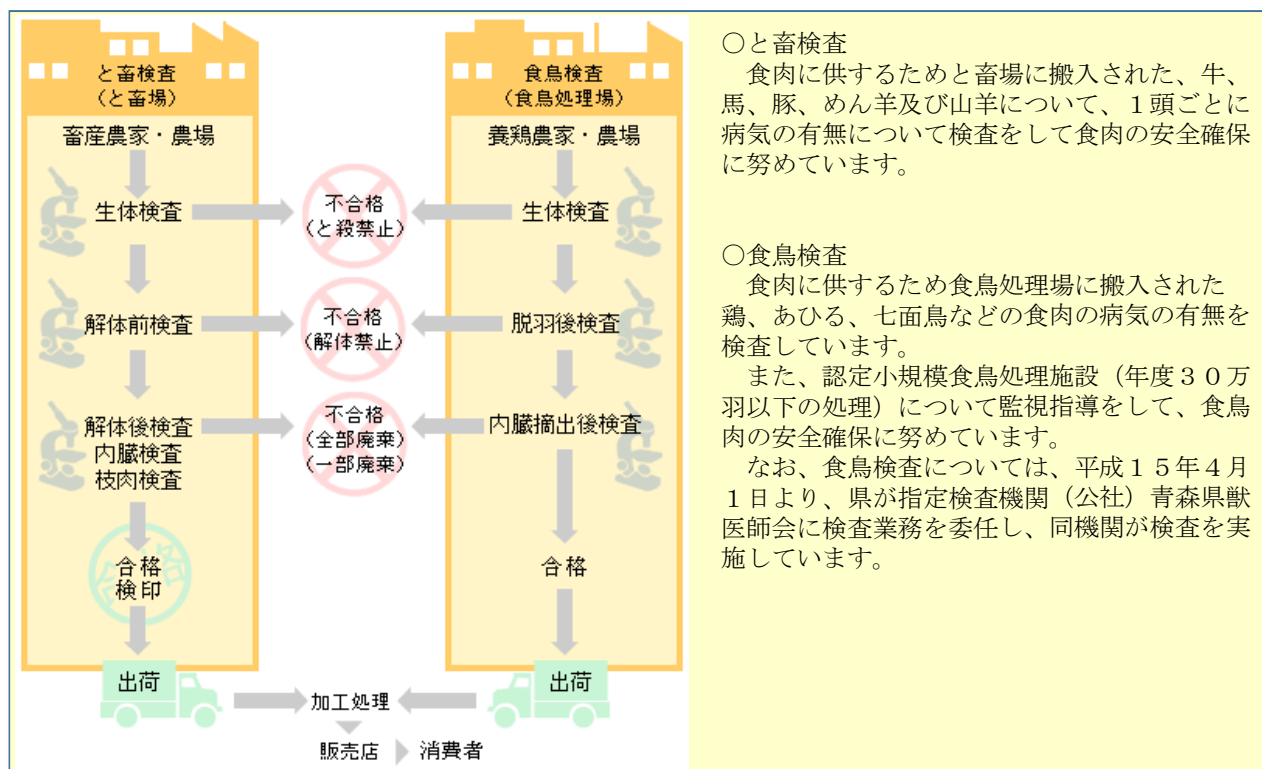
項目	結果
対EU(ホタテガイ)	EUにホタテガイを輸出するためには、生産海域の衛生対策及び採捕から加工までのすべての過程において衛生を確保しなくてはならない。そのため、「青森県対EU輸出ホタテガイ管理要領」を策定し、「むつ湾東部海域」から採捕されるホタテガイについて、貝毒等についてモニタリング検査を実施し、その結果に基づき生産海域の開放及び閉鎖等を行っている。また、EU向けホタテガイの採捕者に対して「EU向けホタテガイ搬送票」を発行し不正行為防止のためのモニタリングを実施している。 EUに対する水産食品の輸出を希望する施設に対して、国の要領に定められた衛生要件等について指導助言を行っている。
対EU(サバ)	県では、対EU輸出水産食品取扱施設(産地市場)として八戸市第三魚市場A棟を登録し、国から指名を受けた対EU指名食品衛生監視員が、施設の衛生管理等について監視指導を行っている。
対米	県では、米国向けに輸出する水産食品の加工施設として1社を認定している。当該認定施設に対しては、国から指名を受けた対米指名食品衛生監視員が、施設の整備、改善及び衛生管理等について監視指導を行っている。
対ベトナム	ベトナムに輸出する水産食品の取扱いについては、当該食品を最終的に製造した登録施設を管轄する都道府県等衛生部局が衛生証明書の発行を行うこととされており、平成27年度には、76件の衛生証明書を発行した。

5 獣医師職員確保対策

不足する獣医師職員を確保するため、平成27年度から獣医師職員採用選考試験の事務を行っている。試験会場として東京会場を新たに設置したほか獣医科大学の実情にあわせて日程を柔軟に設定するなど、効果的な採用選考試験の実施に努めている。

第7節 食肉衛生対策

1 と畜検査と食鳥検査



2 と畜場及び食鳥処理場の配置状況



3 と畜場及び食鳥処理場の衛生対策

項目	内容
立入検査	と畜場及び食鳥処理場に立入検査を実施し、関係法令に基づく施設設備の衛生管理及び獣畜等のとさつ又は解体の衛生的な取り扱いが行われるよう指導した。
拭き取り検査	枝肉又は鶏と体の拭き取り検査を実施し、と畜場又は食鳥処理場における衛生管理が適切に行われているかを検証した。 その結果は事業者に還元するとともに、作業方法の見直し、施設設備の改善、従業員の衛生教育などの指導に活用した。
衛生講習会	事業者及び従事者に対して衛生講習会を実施し、と畜場又は食鳥処理場における自主衛生管理(HACCP)の導入推進及び衛生意識の向上を図った。

4 と畜及び食鳥検査等の結果に基づく措置

項目	内容
と畜検査	と畜場に搬入された牛、馬、豚、めん羊及び山羊(計1,055,099頭)について、と畜検査を実施したところ、と殺禁止:0頭、全部廃棄:1,010頭、一部廃棄:430,124頭であった。
TSE検査	と畜場に搬入された牛(48か月齢超)及びめん羊(12か月齢以上)について、TSEスクリーニング検査を実施したところ、全て陰性であった。
食鳥検査	大規模食鳥処理場に搬入された鶏(54,594,480羽)について、県が委任する(公社)青森県獣医師会が食鳥検査を実施したところ、内臓摘出禁止:407,776羽、全部廃棄:704,160羽、一部廃棄:2,746,608羽であった。

第8節 動物愛護管理等対策

1 狂犬病予防の推進

平成12年度から犬の登録及び狂犬病予防注射等の事務は市町村の事務となっているが、狂犬病は、依然として先進国を含む多くの国において流行していることから、県は狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射等の実施について、住民に対し周知徹底を図っている。

2 動物愛護管理の推進

県は、動物の愛護及び管理に関する法律第6条の規定に基づき、国が策定した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即した「青森県動物愛護管理推進計画」を平成20年3月25日に策定し、平成26年3月17日に一部改正した。この計画は平成26年度から平成35年度までの10年間の計画実施期間としている。

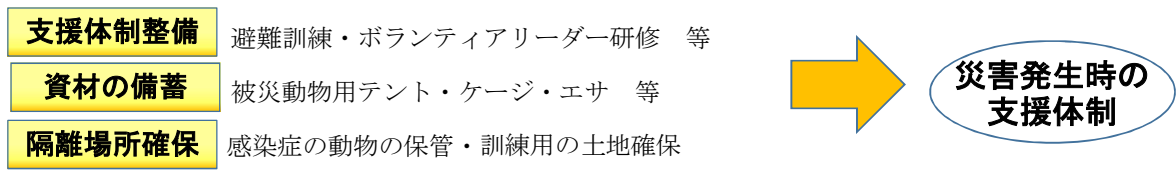
県では、動物愛護管理に関する業務を総合的に行う「青森県動物愛護センター」を拠点として、当該推進計画に基づいた施策を推進している。



- 動物の適正飼養管理
動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業や特定動物の適正飼養管理等について指導を行っている。また、青森県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、飼い犬等の適正飼養管理等について指導を行っている。
- 引取・収容
動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬及び猫の引取並びに公共の場所における死傷動物の収容の業務を実施している。
- 処分
捕獲した犬及び引取、収容した犬、猫の焼却処分については、動物愛護センター管理施設で行っている。
- 譲渡
引き取った犬及び猫等に生きる機会を与えるため、新しい飼い主を探し譲渡を行っている。また、譲渡する犬及び猫について健康診断や感染症予防ワクチンの接種を行っている。

3 「大切な命を守る」災害発生時対策事業

災害発生時には、被災者がペットと同行避難することで、被災者の心の安定と被災動物の安全確保が図られることから、行政の支援体制を整備した。



4 化製場等の指導

化製場並びに魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とした飼料、肥料を製造する施設及びこれらのものを貯蔵する施設（化製場等に関する法律第8条に規定する施設）については、化製場等に関する法律に基づき許可をしており、各地域県民局長に事務委任している。

第1表 感染症発生状況

(単位：人)

類型	感染症名	26年	27年
一類	エボラ出血熱		
	クリミア・コンゴ出血熱		
	痘そう		
	南米出血熱		
	ペスト		
	マールブルグ病		
	ラッサ熱		
二類	急性灰白髄炎		
	結核	370	302
	ジフテリア		
	重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）		
	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）		
	鳥インフルエンザ（H5N1）		
三類	鳥インフルエンザ（H7N9）		
	コレラ		
	細菌性赤痢		1
	腸管出血性大腸菌感染症	28	47
四類	腸チフス		
	バラチフス		
	E型肝炎	2	
	ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。）		
	A型肝炎	4	
	エキノコックス症		
	黄熱		
	オウム病		
	オムスク出血熱		
	回帰熱		
	キャサヌル森林病		
	Q熱		
	狂犬病		
	コクシジオイデス症		
	サル痘		
	重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）		
	腎症候性出血熱		
	西部ウマ脳炎		
	ダニ媒介脳炎		
	炭疽		
	チクングニア熱		
	つつが虫病	13	8
	デング熱	1	
	東部ウマ脳炎		
	鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9を除く。）		
	ニパウイルス感染症		
	日本紅斑熱		
	日本脳炎		
	ハンタウイルス肺症候群		
	Bウイルス病		
	鼻疽		
	ブルセラ症		
	ベネズエラウマ脳炎		
	ヘンドラウイルス感染症		
	発しんチフス		
	ボツリヌス症		
	マラリア		
	野兔病		
	ライム病		
	リッサウイルス感染症		
リフトバレー熱			
類鼻疽			
レジオネラ症	3	4	
レプトスピラ症	1		
ロッキー山紅斑熱			

類型	感染症名	26年	27年	
五類 全数把握	アメーバ赤痢	7	12	
	ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）		1	
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	3	17	
	急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）	11	2	
	クリプトスポリジウム症	10		
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1	3	
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2	3	
	後天性免疫不全症候群	5	3	
	ジアルジア症	1		
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	3	
	侵襲性髄膜炎菌感染症			
	侵襲性肺炎球菌感染症	21	19	
	水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）		3	
	先天性風しん症候群			
	梅毒	4	8	
	播種性クリプトコックス症		1	
	破傷風	1	1	
	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症			
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症		2	
	風しん			
	麻しん			
	定点把握	RSウイルス感染症	721	1,320
		咽頭結膜熱	653	730
		A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	2,281	3,120
		感染性胃腸炎	9,487	7,828
		感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る。）	193	121
		水痘	2,130	778
手足口病		268	6,031	
伝染性紅斑		957	1,008	
突発性発しん		955	994	
百日咳		17	12	
ヘルパンギーナ		1,500	691	
流行性耳下腺炎		321	345	
インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）		25,195	14,893	
急性出血性結膜炎		16		
流行性角結膜炎		237	275	
性器クラミジア感染症		307	268	
性器ヘルペスウイルス感染症		101	91	
尖圭コンジローマ		65	63	
淋菌感染症		45	38	
クラミジア肺炎（オウム病を除く。）		1		
細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）		4	11	
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症		15	8	
マイコプラズマ肺炎		246	222	
無菌性髄膜炎		61	16	
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症		71	95	
薬剤耐性アシネトバクター感染症				
薬剤耐性緑膿菌感染症		3	5	
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ			
	再興型インフルエンザ			

第2表 青森県の麻しん風しんワクチン接種率（％）

	第1期	第2期	第3期	第4期
平成23年度	96.3	94.6	93.0	88.7
平成24年度	99.5	97.0	95.6	90.7
平成25年度	94.0	95.6		
平成26年度	97.3	95.3		
平成27年度	94.5	95.4		

※第3期・第4期は平成20年度から5年間の時限措置

<青森県風しん抗体検査事業における受検者数>

平成25年度	1,670人
平成26年度	1,741人
平成27年度	1,271人

第3表 エイズ相談、血液検査実施状況

(単位：件、人)

区分 年度	相談件数		採血件数		血液検査(スクリーニング)状況	
	男	女	男	女	陰性	陽性
22	370	190	148	91	238	1
23	271	138	180	121	300	1
24	75	27	163	116	279	0
25	107	55	190	146	335	0
26	76	37	195	117	312	0
27	67	16	204	94	298	0

※青森市分を除く

第4表 エイズ患者、HIV感染者の届出状況

(単位：件、人)

区分 年度	エイズ患者		HIV感染者		年度末累計数		
	男	女	男	女	患者	感染者	計
元～22	21	1	37	2	22	39	61
23	1	0	5	0	23	44	67
24	1	0	0	0	24	44	68
25	1	0	1	0	25	45	70
26	3	1	2	0	29	47	76
27	1	0	1	0	30	48	78

※エイズ患者数、HIV感染者数は届出時における状況

第5表 結核全登録患者数及び新登録患者数の推移

(単位：人)

区分	年次	23	24	25	26	27
全登録患者数	青森県	527	462	444	488	434
	全 国	55,196	52,173	49,814	47,845	44,888
新登録患者数	青森県	198	183	176	185	182
	全 国	22,681	21,283	20,495	19,615	18,280

第6表 結核登録患者の罹患率、死亡率等の推移

区分	年次	23	24	25	26	27
罹患率 (人口10万対)	青森県	14.5	13.6	13.2	14.0	13.9
	全 国	17.7	16.7	16.1	15.4	14.4
喀痰塗抹陽性肺結核罹患率 (人口10万対)	青森県	7.0	6.3	6.8	5.8	6.5
	全 国	6.8	6.5	5.8	6.0	5.8
有病率 (人口10万対)	青森県	10.9	6.9	7.3	9.1	8.7
	全 国	13.5	11.7	11.0	10.6	9.9
結核死亡率 (10万対)	青森県	1.9	2.2	1.8	1.6	1.5
	全 国	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6
受診の遅れ(%)	青森県	39.5	22.6	25.9	23.8	28.9
	全 国	17.5	18.7	18.1	18.8	20.0
診断の遅れ(%)	青森県	32.5	22.2	26.7	26.3	25.5
	全 国	22.8	22.0	22.1	21.6	21.5

※罹患率=(年間新登録患者数)÷(人口)×10万

※有病率=(年末活動性全結核患者数)÷(人口)×10万

※死亡率=(年間結核死亡者数)÷(人口)×10万

※受診の遅れ=(発病～初診2ヶ月以上の割合)%

※診断の遅れ=(初診～診断1ヶ月以上の割合)%

第7表 結核新登録者の年齢別階層

(単位：人、%)

年次 区分	23		24		25		26		27	
	患者数	百分比	患者数	百分比	患者数	百分比	患者数	百分比	患者数	百分比
0～4歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5～9歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10～14歳	0	0	2	1.1	0	0	0	0	0	0
15～19歳	0	0	0	0	0	0	3	1.6	1	0.5
20～29歳	2	1	7	3.8	4	2.3	7	3.8	2	1.1
30～39歳	11	5.6	8	4.4	5	2.8	10	5.4	10	5.5
40～49歳	13	6.6	9	4.9	14	8	12	6.5	9	4.9
50～59歳	18	9.1	16	8.7	15	8.5	14	7.6	14	7.7
60～69歳	26	13.1	24	13.1	32	18.2	28	15.1	29	16
70歳以上	128	64.6	117	64	106	60.2	111	60	117	64.3
不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総数	198	100	183	100	176	100	185	100	182	100

第8表 BCG接種実施状況

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
対象者数(人)	9,993	9,721	8,742	9,065	9,285
接種者数(人)	9,136	8,677	7,603	8,955	8,511
接種率(%)	91.4	89.3	87.0	98.8	91.7

第9表 結核患者訪問状況

(単位：人)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
542	567	604	664	594

第10表 特定医療（指定難病）及び特定疾患治療研究事業医療受給者数（年度末）

(単位：人)

年度	22	23	24	25	26	27
特定医療（指定難病）受給者数	—	—	—	—	9,348 ^{※1}	10,082 ^{※2}
特定疾患治療研究事業医療受給者数	8,020	8,350	8,814	9,244	14 ^{※3}	8

※1：平成27年1月1日からの難病法施行に伴い110疾病が指定難病となった。

※2：平成27年7月1日から指定難病は306疾病に拡大した。

※3：平成27年1月1日からの難病法施行に伴い特定疾患は56疾患から5疾患になった。

第11表 特定医療（指定難病）及び特定疾患治療研究事業の疾病別医療受給者数（平成27年度末）

(単位:人)		(単位:人)	
疾病名	医療受給者数	疾病名	医療受給者数
球脊髄性筋萎縮症	13	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	54
筋萎縮性側索硬化症	142	下垂体前葉機能低下症	173
脊髄性筋萎縮症	1	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	1
進行性核上性麻痺	87	先天性副腎皮質酵素欠損症	2
パーキンソン病	1,393	アジソン病	1
大脳皮質基底核変性症	31	サルコイドーシス	286
ハンチントン病	3	特発性間質性肺炎	85
シャルコー・マリー・トゥース病	6	肺動脈性肺高血圧症	24
重症筋無力症	215	慢性血栓性肺高血圧症	17
多発性硬化症/視神経脊髄炎	250	リンパ脈管筋腫症	7
慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	68	網膜色素変性症	164
封入体筋炎	1	バッド・キアリ症候群	5
多系統萎縮症	115	特発性門脈圧亢進症	1
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	608	原発性胆汁性肝硬変	221
ライソゾーム病	7	原発性硬化性胆管炎	4
副腎白質ジストロフィー	1	自己免疫性肝炎	22
ミトコンドリア病	18	クローン病	445
もやもや病	119	潰瘍性大腸炎	1,364
プリオン病	8	好酸球性消化管疾患	1
HTLV-1 関連脊髄症	2	全身型若年性特発性関節炎	5
全身性アミロイドーシス	18	先天性ミオパチー	2
遠位型ミオパチー	3	筋ジストロフィー	32
神経線維腫症	49	脊髄空洞症	3
天疱瘡	70	前頭側頭葉変性症	1
表皮水疱症	2	痙攣重積型(二相性)急性脳症	1
膿疱性乾癬(汎発型)	31	結節性硬化症	1
高安動脈炎	61	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	4
結節性多発動脈炎	13	マルファン症候群	2
顕微鏡的多発血管炎	61	エーラス・ダンロス症候群	1
多発血管炎性肉芽腫症	15	ウィルソン病	5
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	10	ブラダー・ウィリ症候群	1
悪性関節リウマチ	126	修正大血管転位症	1
バージャー病	133	三尖弁閉鎖症	1
原発性抗リン脂質抗体症候群	7	フェロー四徴症	1
全身性エリテマトーデス	627	両大血管右室起始症	1
皮膚筋炎/多発性筋炎	167	エプスタイン病	1
全身性強皮症	229	アルポート症候群	1
混合性結合組織病	105	一次性ネフローゼ症候群	66
シェーグレン症候群	38	紫斑病性腎炎	3
成人スチル病	17	オスラー病	2
再発性多発軟骨炎	3	副甲状腺機能低下症	2
ベーチェット病	297	ポルフィリン症	1
特発性拡張型心筋症	136	強直性脊椎炎	10
肥大型心筋症	22	進行性骨化性線維異形成症	2
再生不良性貧血	130	骨形成不全症	1
自己免疫性溶血性貧血	2	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	1
特発性血小板減少性紫斑病	370	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	4
血栓性血小板減少性紫斑病	1	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	2
原発性免疫不全症候群	5	後天性赤芽球癆	1
IgA腎症	78	非特異性多発性小腸潰瘍症	1
多発性嚢胞腎	18	胆道閉鎖症	2
黄色靱帯骨化症	55	IgG4関連疾患	1
後縦靱帯骨化症	679	レーベル遺伝性視神経症	1
広範脊柱管狭窄症	33	好酸球性副鼻腔炎	2
特発性大腿骨頭壊死症	257	スモン [*]	5
下垂体性ADH分泌異常症	14	難治性肝炎のうち劇症肝炎 [*]	1
下垂体性TSH分泌亢進症	1	重症急性膵炎 [*]	2
下垂体性PRL分泌亢進症	52	合計:指定難病(114疾病/306疾病)	10,082
クッシング病	14	合計:特定疾患	8
下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	1		

※:特定疾患治療研究事業の対象疾患である。

第12表 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業医療受給者数（各年度末）

(単位：人)

年度	22	23	24	25	26	27
受給者数(人)	69	65	68	69	71	74

第13表 難病相談件数

(単位：件)

実施機関	相談件数	
	平成26年度	平成27年度
難病相談・支援センター	461	547
保健所	488	492
難病医療コーディネーター (青森県立中央病院)	343	479
合計	1,292	1,518

第14表 ハンセン病療養所入所者の状況（本県関係分）

(単位：人)

療養所名	所在地	入所者数				
		平成23年末	平成24年末	平成25年末	平成26年末	平成27年末
国立療養所松丘保養園	青森県	45	40	39	35	29
国立療養所東北新生園	宮城県	2	2	2	2	1
国立療養所栗生楽泉園	群馬県	1	0	0	0	0
国立療養所多磨全生園	東京都	2	2	2	1	1
国立駿河療養所	静岡県	2	2	2	2	2
計		52	46	45	40	33

第15表 原爆被爆者援護対策の状況（平成27年度末現在）

(単位：人、件)

県内被爆者数 (被爆者健康手帳所持者)	健康診断受診者数		各種手当支給対象者数			葬祭料支給件数 (平成27年度)
	一般検査	がん検診	医療特別手当	健康管理手当	保健手当(一般分)	
52	54	78	5	47	0	7

健康診断は年2回実施。受診者数は延べ数。

第16表 水道種類別給水状況（平成27年3月31日現在）

区分	施設数	総人口 ①	現在給水人口 ②	普及率 ②/① ×100	給水量			供給単価		
					年間 ③	一日平均 ③÷365 ④	一人一日平均 ④/② ⑤	年間有収水量 ⑤	年間給水収益 ⑥	供給単価 ⑥/⑤
上水道	23	1,309,552	1,223,868	97.4	千m ³ 136,110	千m ³ 373	ℓ/人日 305	千m ³ 116,970	千円 28,827,976	円/m ³ 246
簡易水道	68		51,019		6,303	17	338	4,920	-	-
専用水道	73		1,146		-	-	-	-	-	-
計	164	1,309,552	1,276,033	97.4	142,413	-	-	121,890	-	-

※平成26年度版青森県の水道（青森県健康福祉部保健衛生課）より

第5章 保健衛生課 事業概要

第17表 水道施設整備費国庫補助・交付金事業の状況（上水道事業）

（補助事業）

（単位：千円）

事業主体	事業種別	基本計画			施設整備計画		27年度		補助率	左のうち 国庫補助額
		給水人口 (人)	最大給水量 (立方メートル /日)	目標年次	工期	総事業費	事業費			
弘前市	水道水源開発施設整備 (津軽ダム)	176,120	75,930	H29	H6~H28	1,369,540	136,000	1/3	45,333	
小計	1事業					1,369,540	136,000		45,333	

（交付金事業）

事業主体	事業種別	基本計画			施設整備計画		27年度		交付率	左のうち 交付金額
		給水人口 (人)	最大給水量 (立方メートル /日)	目標年次	工期	総事業費	事業費			
弘前市	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)	176,120	75,930	H29	H27~H31	702,000	149,000	1/3	33,985	
	水道管路耐震化等推進事業費 (老朽管更新事業)				H27~H31	1,598,400	273,000	1/3	59,547	
黒石市	水道管路耐震化等推進事業費 (老朽管更新事業)	34,240	13,940	H15	H27~H28	60,000	31,630	1/3	7,210	
十和田市	水道管路耐震化等推進事業費 (老朽管更新事業)	62,763	23,280	H32	H27~H28	340,940	193,200	1/4	42,690	
平内町	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)	11,800	4,740	H34	H27~H31	178,269	27,625	1/3	6,779	
鱒ヶ沢町	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)	12,000	6,000	S64	H27~H28	169,914	145,710	1/3	41,969	
鶴田町	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)	16,200	5,390	H32	H27~H31	225,000	30,000	1/3	8,892	
七戸町	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)	17,094	8,112	H35	H27~H31	1,039,805	151,823	1/3	33,758	
田子町	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)	5,972	3,789	H26	H27~H31	346,500	63,174	1/3	15,021	
八戸圏 水道企業団	水道管路耐震化等推進事業費 (老朽管更新事業)	328,100	117,900	H32	H27~H29	1,539,388	222,673	1/4	53,739	
津軽 水道企業団	水道広域化施設整備費 (特定広域化)	37,400	19,700	H35	H27~H30	6,257,325	825,424	1/3	262,432	
小計	11事業					12,457,541	2,113,259		566,022	
合計	12事業					13,827,081	2,249,259		611,355	

※ 平成27年度の交付申請時の値となっている。

第18表 水道施設整備費国庫補助・交付金事業の状況（簡易水道事業）

（補助事業）

（単位：千円）

事業主体	事業種別	基本計画			施設整備計画		27年度		補助率	左のうち 国庫補助額
		給水人口 (人)	最大給水量 (立方メートル /日)	目標年次	工期	総事業費	事業費			
深浦 (鱒木・追良瀬)	生活基盤近代化事業 (基幹改良)	974	245	H29	H21~H27	822,577	130,000	4/10	42,762	
鱒ヶ沢 (鱒ヶ沢)	生活基盤近代化事業 (基幹改良)	4,100	1,870	H14	H26~H28	512,000	259,401	1/3	60,990	
小計	2事業					1,334,577	389,401		103,752	

（交付金事業）

事業主体	事業種別	基本計画			施設整備計画		27年度		交付率	左のうち 交付金額
		給水人口 (人)	最大給水量 (立方メートル /日)	目標年次	工期	総事業費	事業費			
十和田 (焼山)	簡易水道再編推進事業 (統合簡水)	1,221	589	H36	H27~H29	258,600	90,896	1/4	11,912	
十和田 (沢田)	簡易水道再編推進事業 (統合整備)	62,913	23,332	H32	H27	270,000	224,642	1/3	55,633	
むつ (西通)	簡易水道再編推進事業 (統合整備)	58,700	24,816	H31	H27~H31	2,207,170	937,000	1/3	103,844	
今別 (今別)	簡易水道再編推進事業 (統合簡水)	2,840	1,291	H35	H27~H28	609,656	490,167	1/3	88,271	
外ヶ (外ヶ浜)	簡易水道再編推進事業 (統合簡水)	4,060	2,470	H35	H27~H28	309,828	266,899	1/3	38,269	
横 (横浜)	生活基盤近代化事業 (基幹改良)	4,303	1,249	H30	H27~H28	46,170	4,514	4/10	1,168	
新郷 (新郷村)	簡易水道再編推進事業 (統合簡水)	1,870	771	H35	H27~H28	166,038	59,560	1/3	17,562	
小計	7事業					3,867,462	2,073,678		316,659	
合計	9事業					5,202,039	2,463,079		420,411	

※ 平成27年度の交付申請時の値となっている。

第19表 生活衛生関係営業施設数（平成28年3月31日現在）

年度	区分 興行場	旅館業					公衆浴場		理容所	美容所	クリーニング所		合計
		ホテル	旅館	簡易宿所	下宿	計	計	一般再掲			計	取次再掲	
平成27年度	82 (21)	137 (48)	631 (85)	611 (27)	21 (3)	1,400 (163)	459 (65)	321 (44)	2,234 (426)	3,349 (796)	996 (255)	578 (181)	8,520 (1,726)
平成26年度	82 (21)	139 (49)	684 (86)	615 (29)	23 (3)	1,461 (167)	459 (64)	321 (43)	2,313 (464)	3,432 (876)	1,032 (261)	601 (186)	8,779 (1,853)
前年度末比較	0 (0)	△2 (△1)	△53 (△1)	△4 (△2)	△2 (0)	△61 (△4)	0 (1)	0 (1)	△79 (△38)	△83 (△80)	△36 (△6)	△23 (△5)	△259 (△127)

カッコ内は、中核市である青森市分（再掲）。

第20表 青森県公衆浴場入浴料金改定状況

施行年月日	料 金			
	大人	中人	小人	洗 髪
昭和60年 10月 1日	250 円	120 円	50 円	—
平成元 8 1	265	120	50	—
4 9 1	300	140	60	—
9 7 29	350	150	60	—
18 7 1	390	150	60	—
20 10 20	420	150	60	—
28 3 1	450	150	60	—

第21表 生活衛生同業組合設立状況（平成28年3月31日現在）

年度	区分	すし	社交飲食	料理飲食	食肉	理容	美容	興行	旅館ホテル	公衆浴場	クリーニング*	合計
平成27年度		64	480	440	45	846	808	44	251	66	66	3,110
平成26年度		69	500	445	44	898	831	44	256	71	74	3,232
前年度比較		△5	△20	△5	1	△52	△23	0	△5	△5	△8	△122

第22表 特定建築物の施設数（平成28年3月31日現在）

施設数計	興行場	百貨店	店 舗	事務所	学 校	旅 館	その他
468 (169)	21 (8)	29 (8)	118 (38)	160 (76)	24 (8)	78 (22)	38 (9)

カッコ内は、中核市である青森市分（再掲）。

第23表 建築物環境衛生に係る登録営業所数（平成28年3月31日現在）

登録数	建築物 清掃業	建築物 空気環境 測定業	建築物 空気調和用 ダクト清掃業	建築物 飲料水水質 検査業	建築物 飲料水貯水槽 清掃業	建築物 排水管 清掃業	建築物 ねずみ昆虫 等防除業	建築物 総合管理業
300	83	15	0	9	104	24	43	22

第24表 墓地、火葬場等施設数（平成28年3月31日現在）

年度	区分 県 計	墓 地	火 葬 場	納 骨 堂
平成27年度	2,704 (200)	2,628 (189)	37 (3)	39 (8)
平成26年度	2,700 (198)	2,625 (188)	37 (3)	38 (7)

カッコ内は、中核市である青森市分（再掲）。

第25表 許可を要する食品関係営業施設数

業種	県民局	東青	中南	三八	西北	上北	下北	合計
平成26年度		737	6,906	8,032	3,802	5,318	2,201	26,996
平成27年度		730	6,885	8,023	3,777	5,341	2,221	26,977
飲食店営業	一般食堂・レストラン	86	987	1,211	472	762	335	3,853
	仕出し・弁当屋	24	210	136	148	72	67	657
	旅館	18	134	90	72	101	117	532
	臨時飲食店	80	572	706	326	695	189	2,568
	その他	127	2,046	2,028	827	1,351	527	6,906
計	335	3,949	4,171	1,845	2,981	1,235	14,516	
菓子製造業	43	562	647	336	382	108	2,078	
乳処理業	0	2	2	1	3	2	10	
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	0	0	
乳製品製造業	0	5	3	0	3	3	14	
集乳業	0	0	0	0	1	0	1	
魚販売業	魚介類販売業	88	388	654	339	343	236	2,048
	臨時魚介類販売業	4	6	73	19	13	9	124
	計	92	394	727	358	356	245	2,172
魚介類せり売業	1	1	13	12	5	4	36	
魚肉ねり製品製造業	0	1	10	15	1	1	28	
食品の冷凍又は冷蔵業	14	22	121	9	29	12	207	
缶詰又は瓶詰食品製造業	8	72	24	28	18	4	154	
喫茶店営業	11	284	349	136	182	53	1,015	
あん類製造業	1	4	6	4	5	1	21	
アイスクリーム類製造業	9	110	109	86	70	30	414	
乳販売業	乳類販売業	93	657	802	354	515	257	2,678
	臨時乳類販売業	0	2	1	1	1	2	7
計	93	659	803	355	516	259	2,685	
食肉処理業	0	12	17	5	28	0	62	
食肉販売業	食肉販売業	70	411	493	230	365	150	1,719
	臨時食肉販売業	1	7	4	4	10	8	34
	計	71	418	497	234	375	158	1,753
食肉製品製造業	0	4	14	3	7	3	31	
乳酸菌飲料製造業	0	1	0	0	0	0	1	
食用油脂製造業	0	2	4	1	5	0	12	
マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0	0	0	0	
みそ製造業	3	19	45	40	38	4	149	
醤油製造業	0	8	6	4	4	0	22	
ソース類製造業	0	34	27	14	29	3	107	
酒類製造業	0	13	8	3	5	4	33	
豆腐製造業	2	16	37	24	28	6	113	
納豆製造業	1	4	7	11	10	0	33	
めん類製造業	5	25	72	11	37	24	174	
そうざい製造業	38	169	250	201	186	56	900	
添加物製造業	1	5	2	1	4	0	13	
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	0	
清涼飲料水製造業	1	82	33	26	21	4	167	
氷雪製造業	1	4	15	13	8	2	43	
氷雪販売業	0	4	4	1	4	0	13	

(青森市を除く)

第26表 許可を要しない食品関係営業施設数

業種	県民局	東青	中南	三八	西北	上北	下北	合計
平成26年度		291	2,619	2,277	1,343	1,384	811	8,725
平成27年度		230	2,628	2,286	1,361	1,385	815	8,705
給食施設	学校	3	34	39	26	8	22	132
	病院・診療所	2	43	37	5	20	9	116
	事業所	1	6	31	3	10	13	64
	その他	24	285	296	133	152	59	949
乳搾取業	0	7	0	3	16	0	26	
食品製造業	20	225	40	171	34	21	511	
野菜果物販売業	30	494	579	168	289	174	1,734	
そうざい販売業	30	362	201	172	201	108	1,074	
菓子販売業	30	591	342	229	373	159	1,724	
食品販売業(上記以外)	50	474	419	286	210	187	1,626	
添加物製造業	0	1	2	0	0	0	3	
添加物販売業	10	48	70	80	10	30	248	
氷雪採取業	0	0	0	0	0	0	0	
器具・容器包装おもちゃ販売業	30	58	230	85	62	33	498	

(青森市を除く)

第27表 食品関係営業許可新規・更新件数

業種	年度	平成27年度			平成26年度
		計	新規	更新	
合計		3,734	2,014	1,720	3,544
合計(臨時を除く)		3,191	1,652	1,539	3,075
飲食店営業	一般食堂・レストラン	526	250	276	472
	仕出し・弁当屋	89	51	38	82
	旅館	50	12	38	52
	臨時飲食店	526	345	181	449
	その他	987	524	463	1,008
	計	2,178	1,182	996	2,063
菓子製造業		260	137	123	253
乳処理業		0	0	0	1
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0
乳製品製造業		0	0	0	1
集乳業		0	0	0	0
魚販売業	魚介類販売業	277	160	117	266
	臨時魚介類販売業	12	12	0	10
	計	289	172	117	276
魚介類せり売業		0	0	0	2
魚肉ねり製品製造業		2	1	1	3
食品の冷凍又は冷蔵業		23	8	15	20
缶詰又は瓶詰食品製造業		18	13	5	11
喫茶店営業		140	76	64	144
あん類製造業		0	0	0	3
アイスクリーム類製造業		54	21	33	58
乳販売業	乳類販売業	324	179	145	284
	臨時乳類販売業	0	0	0	1
	計	324	179	145	285
食肉処理業		8	4	4	7
食肉販売業	食肉販売業	240	140	100	212
	臨時食肉販売業	5	5	0	9
	計	245	145	100	221
食肉製品製造業		1	0	1	2
乳酸菌飲料製造業		0	0	0	0
食用油脂製造業		1	0	1	3
マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0	0
みそ製造業		19	5	14	16
醤油製造業		1	0	1	1
ソース類製造業		13	6	7	10
酒類製造業		1	0	1	5
豆腐製造業		9	1	8	8
納豆製造業		5	1	4	5
めん類製造業		8	4	4	22
そうざい製造業		110	49	61	105
添加物製造業		2	2	0	2
食品の放射線照射業		0	0	0	0
清涼飲料水製造業		17	7	10	16
氷雪製造業		2	1	1	1
氷雪販売業		4	0	4	0

(青森市を除く)

第28表 魚介類行商及びアイスクリーム類行商登録状況

年度	種別	計	魚介類行商	アイスクリーム類行商
平成26年度		98件	26件	72件
平成27年度		89件	23件	65件

(青森市を除く)

第29表 食品関係営業施設監視状況（要許可）

業種	県民局	監視計画数	合計	東青	中南	三八	西北	上北	下北
	平成26年度	13,144	12,421	382	3,081	3,096	1,912	2,657	1,293
	平成27年度	12,686	12,923	478	3,099	3,168	1,865	2,811	1,502
飲食店営業		6,777	6,591	201	1,793	1,352	963	1,465	817
菓子製造業		1,044	1,034	25	268	292	147	208	94
乳処理業		10	14	0	2	5	0	3	4
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業		14	17	0	2	5	0	3	7
集乳業		1	0	0	0	0	0	0	0
魚介類販売業		985	1,184	71	177	402	193	185	156
魚介類せり売業		37	20	0	3	1	10	3	3
魚肉ねり製品製造業		28	27	0	1	14	8	3	1
食品の冷凍又は冷蔵業		142	164	9	9	84	3	47	12
缶詰又は瓶詰食品製造業		84	110	1	54	29	13	9	4
喫茶店営業		343	337	10	75	112	31	76	33
あん類製造業		23	41	1	15	15	4	5	1
アイスクリーム類製造業		224	307	14	72	57	54	71	39
乳類販売業		889	988	57	239	224	119	223	126
食肉処理業		58	99	0	4	23	3	69	0
食肉販売業		921	903	53	164	223	129	214	120
食肉製品製造業		31	65	0	4	20	3	31	7
乳酸菌飲料製造業		1	0	0	0	0	0	0	0
食用油脂製造業		15	11	0	3	4	0	4	0
マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0	0	0	0	0	0
みそ製造業		79	65	4	6	24	17	12	2
醤油製造業		15	16	0	3	6	2	5	0
ソース類製造業		57	79	0	28	17	10	18	6
酒類製造業		12	23	0	2	7	0	3	11
豆腐製造業		62	66	2	8	19	17	18	2
納豆製造業		19	24	2	2	9	5	6	0
めん類製造業		99	94	3	14	32	15	21	9
そうざい製造業		517	500	24	88	164	88	93	43
添加物製造業		12	5	0	0	2	1	2	0
食品の放射線照射業		0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業		168	118	0	61	20	23	10	4
氷雪製造業		15	15	1	1	3	7	2	1
氷雪販売業		4	6	0	1	3	0	2	0

（青森市を除く）

第30表 食品関係営業施設監視状況（許可不要）

業種	県民局	監視計画数	合計	東青	中南	三八	西北	上北	下北
	平成26年度	2,694	5,217	185	886	1,884	744	926	592
	平成27年度	2,630	4,379	258	911	1,701	478	620	411
給食施設	学校	114	120	3	32	27	24	11	23
	病院・診療所	64	56	3	15	19	3	12	4
	事業所	43	10	0	1	0	0	6	3
	その他	468	352	31	117	4	71	75	54
	小計	689	538	37	165	50	98	104	84
乳搾取業		7	0	0	0	0	0	0	0
食品製造業		196	200	6	78	43	19	50	4
野菜果物販売業		434	765	50	150	365	78	79	43
そうざい販売業		270	539	31	108	232	40	79	49
菓子販売業		433	723	53	137	283	72	105	73
食品販売業（上記以外）		409	1,059	59	184	499	128	102	87
添加物製造業		2	1	0	0	0	0	1	0
添加物販売業		64	274	10	55	110	20	52	27
氷雪採取業		15	0	0	0	0	0	0	0
器具・容器包装おもちゃ販売業		111	280	12	34	119	23	48	44

（青森市を除く）

第31表 平成27年度流通食品の検査実施状況

	検査検体数	検査の内容											違反検体数		
		微生物検査					理化学検査								
		細菌	ウイルス	その他	残留農薬	食品添加物	残留動物用医薬品	アレルギー物質	遺伝子組換え食品	その他	動物を用いる検査	放射性セシウム検査			
食肉及び食肉製品	食肉製品	10	10	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0
	非加熱食肉製品等	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	牛、豚、鶏の筋肉、腎臓及び肝臓	246	0	0	0	0	0	246	0	0	0	0	0	0	0
食鳥卵及びその加工品	鶏卵	13	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0
魚介類及びその加工品	生食用鮮魚類	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ホタテガイ	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	5	0	0
	魚類	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0
	魚肉練り製品	9	8	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	魚介類乾製品	17	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	1	0
	魚介類加工品	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0
	すじこ・いくら・たらこ	6	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0
菓子類	菓子(洋生菓子含む)	68	20	0	0	0	16	0	29	0	0	0	0	3	2
	弁当、調理パン、そうざい等	56	49	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6	0
	給食	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳及び乳製品	アイスクリーム類・氷菓	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	発酵乳	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0
	ナチュラルチーズ(ソフト又はセミハード)	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	牛乳等	7	7	0	0	0	0	7	0	0	7	0	0	0	0
穀類等及びその加工品	ゆでめん	13	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生めん	13	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生めん又はゆでめん	8	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0
	穀類加工品	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0
野菜等及びその加工品	野菜・果物	109	0	0	0	85	0	0	0	0	0	0	0	24	0
	漬物(浅漬含む)	37	29	0	0	0	10	0	1	0	0	0	2	2	
	野菜水煮等	8	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	3	0	
	大豆	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	
	野菜加工品	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	
その他	清涼飲料水	9	0	0	0	0	2	0	0	0	8	0	0	0	
	しょう油	10	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	
	りんごジュース	14	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	2	0	
	冷凍食品	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
	計	746	200	0	0	85	90	266	40	5	48	5	60	5	

※1検体につき、複数項目検査している場合がある

第32表 食品衛生関係法令違反状況及び行政処分実施状況

区分	食品衛生法																			食品表示法第5条						
	違反件数	違反内容					違反条項										行政処分等内容									
		表示	異物	規格基準	添加物	その他	法6条	法9条	法10条	法11条	法19条	法20条	法50条	法52条	その他	禁止	停止	廃棄	回収	整備改善	告発	その他	違反件数	停止	回収	その他
平成26年度	11	2	0	0	0	9	9	0	0	0	2	0	0	0	0	0	8	0	1	0	0	2	—	—	—	—
平成27年度	6	—	0	1	0	5	5	0	0	1	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1

(青森市を除く)

第33表 食中毒発生状況

年 (1月～12月)	発生 件数	患者数 (人)	死者(再掲) (人)	病因物質				
				病原微生物	自然毒	化学物質	その他	不明
平成26年	9	230	0	7	1	0	0	1
平成27年	7	91	0	6	1	0	0	0

第34表 対米輸出水産食品取扱認定施設

認定施設名	所在地	対米認定年月日	品目
武輪水産株式会社	八戸市	平成12年9月4日	シメサバ

第35表 食肉衛生検査所の名称及び所管区域

名称	位置	備考
十和田食肉衛生検査所	十和田市	八戸市、十和田市、むつ市、上北郡、下北郡、三戸郡
三沢支所	三沢市	三沢市
田舎館食肉衛生検査所	南津軽郡田舎館村	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、東津軽郡西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡

第36表 と畜場設置状況

	と畜場名	所在地	許可年月日	開設者	一日当り 処理能力 大動物/小動物
十和田食肉衛生検査所	十和田食肉センター	十和田市	S 43. 9. 20	十和田地区食肉処理事務組合	100/1,200
	三沢市食肉処理センター	三沢市	H 8. 10. 1	三沢市	0/2,300
	日本フードパッカー株式会社青森工場	上北郡 おいらせ町	H 8. 4. 1	日本フードパッカー株式会社	50/1,500
	スターゼンミートプロセッサ株式会社青森工場三戸ヒーフセンター	三戸郡 三戸町	H 26. 12. 12	スターゼンミートプロセッサ株式会社	66/0
衛生検査所 田舎館食肉	日本フードパッカー津軽株式会社	南津軽郡 田舎館村	H 26. 3. 20	日本フードパッカー津軽株式会社	20/500
	A T O食肉センター	南津軽郡 田舎館村	H 28. 3. 18	有限会社小田桐産業	5/0

第37表 食鳥処理場設置状況(年間30万羽超処理施設)

	食鳥処理場名	所在地	許可年月日	設置者	鳥の種類
十和田食肉衛生検査所	1 日本ホワイトファーム株式会社東北食品工場	横浜町	H 6. 6. 15	日本ホワイトファーム株式会社	鶏
	2 株式会社阿部繁孝商店田子工場	田子町	H 4. 3. 27	株式会社阿部繁孝商店	鶏
	3 株式会社阿部繁孝商店五戸工場	五戸町	〃	〃	鶏
	4 プライフーズ株式会社細谷工場	三沢市	〃	プライフーズ株式会社	鶏
	5 株式会社ヤマショウフーズ青森工場	十和田市	H 26. 5. 28	株式会社ヤマショウフーズ	鶏
	6 有限会社石澤産業	階上町	H 5. 3. 26	有限会社石澤産業	鶏

第38表 認定小規模食鳥処理場設置状況（年間30万羽以下処理施設）

		食鳥処理場名	所在地	許可年月日	設置者	鳥の種類
十和田食肉衛生検査所	1	有限会社アイトク販売東北	南部町	H 4. 4. 9	有限会社アイトク販売東北	鶏 あひる (合鴨)
	2	農事組合法人銀の鴨	おいらせ町	H 5. 3. 11	農事組合法人銀の鴨	あひる (フランス鴨)
	3	青森シャモロック食鳥処理場	五戸町	H 17. 12. 5	有限会社青森県農産物生産組合	鶏
田舎館食肉衛生検査所	1	おおわにシャモロックファーム	大鰐町	H 17. 10. 3	有限会社大鰐振興	鶏

第39表 と畜検査頭数及び検査結果に基づく措置

(単位：頭)

畜種	年度	と畜検査頭数	と畜検査の結果に基づく措置		
			禁止	全部廃棄	一部廃棄
牛	25	28,292	0	212	12,444
	26	26,203	0	203	10,079
	27	24,627	0	190	9,656
とく	25	186	0	5	154
	26	228	0	10	119
	27	164	0	13	75
馬	25	1,322	0	6	460
	26	1,301	0	3	534
	27	1,276	0	1	485
豚	25	1,017,559	0	353	404,826
	26	974,972	0	622	387,252
	27	1,028,966	0	806	419,905
めん羊	25	61	0	0	10
	26	61	0	0	4
	27	53	0	0	3
山羊	25	9	0	0	2
	26	15	0	0	1
	27	13	0	0	0
計	25	1,047,429	0	576	417,896
	26	1,002,780	0	838	397,989
	27	1,055,099	0	1010	430,124

第40表 平成27年度と畜検査の実績

名称	畜種	牛	とく	馬	豚	めん羊	山 羊	計
	と畜場名							
十和田食肉衛生検査所	十和田食肉センター	6,497	156	575	179,058	53	13	186,352
	日本フードパッカー株式会社青森工場	8,075	1	0	356,130	0	0	364,206
	三沢市食肉処理センター	0	0	0	445,822	0	0	445,822
	スターゼンミートプロセッサ株式会社青森工場三戸ヒールセンター	10,055	7	0	0	0	0	10,062
	計	24,627	164	575	981,010	53	13	1,006,442
田舎館食肉衛生検査所	日本フードパッカー津軽株式会社	0	0	701	47,956	0	0	48,657
	A T O食肉センター※1	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	701	47,956	0	0	48,657
合 計		24,627	164	1,276	1,028,966	53	13	1,055,099

※1 A T O食肉センター：平成28年3月18日、(有)小田桐産業が田舎館村に設置

第41表 食鳥検査羽数及び検査結果に基づく措置（年間30万羽超処理施設）

（単位：羽）

種 類	年度	食鳥検査羽数	食鳥検査の結果に基づく措置		
			禁止	全部廃棄	一部廃棄
ブロイラー	25	45,533,885	468,335	571,805	2,380,616
	26	46,619,424	485,728	516,603	2,565,060
	27	48,931,650	399,432	626,459	2,715,818
成 鶏	25	5,632,398	7,341	76,858	21,675
	26	5,552,101	15,930	74,868	24,673
	27	5,662,830	8,344	77,701	30,790
計	25	51,166,283	475,676	648,663	2,402,291
	26	52,171,525	501,658	591,471	2,589,733
	27	54,594,480	407,776	704,160	2,746,608

第42表 平成27年度食鳥処理場別実績（年間30万羽超処理施設）

	食 鳥 処 理 場 名	食鳥処理羽数	備 考
1	日本ホワイトファーム株式会社東北食品工場	14,688,120	ブロイラー
2	株式会社阿部繁孝商店田子工場	11,565,386	〃
3	株式会社阿部繁孝商店五戸工場	10,419,628	〃
4	ブライフーズ株式会社細谷工場	12,258,516	〃
5	株式会社ヤマシヨウフーズ青森工場	4,279,900	成 鶏
6	有限会社石澤産業	1,382,930	〃
合 計		54,594,480	

第43表 認定小規模食鳥処理業者における確認状況（年間30万羽以下処理施設）

（単位：羽）

種類	年度	食鳥確認羽数	法第19条に基づく措置		
			禁止	全部廃棄	一部廃棄
成 鶏	25	132,322	0	797	0
	26	116,952	0	377	0
	27	121,465	0	475	0
フランス鴨	25	3,190	0	0	0
	26	2,375	0	0	0
	27	1,416	0	0	0
シャモロック	25	50,736	0	856	3,123
	26	60,107	0	1,186	3,562
	27	61,914	0	592	3,659
計	25	186,248	0	1,653	3,123
	26	179,434	0	1,563	3,562
	27	184,795	0	1,067	3,659

第44表 平成27年度認定小規模食鳥処理場別の確認実績

	食鳥処理場名	食鳥確認羽数	備考
衛生和 検田 査食 所肉	1 有限会社アイトク販売東北	121,465	成 鶏
	2 農事組合法人銀の鴨	1,416	フランス鴨
	3 青森シャモロック食鳥処理場	50,261	シャモロック
衛生舎 検館 査食 所肉	1 おおわにシャモロックファーム	11,653	シャモロック
	合 計	184,795	

第45表 狂犬病予防事業実績

（単位：頭）

年度	区分	新規登録数	登録実数	狂犬病予防 注 射 数	捕 獲 数	返 還 数	殺処分頭数
平成25年度		3,763	53,839	45,720	373	207	390
平成26年度		3,520	51,969	44,684	343	187	333
平成27年度		3,564	50,297	43,358	280	164	229

（青森市を除く）

第46表 特定動物の許可の状況

年度	区分	許可件数
平成25年度		16
平成26年度		3
平成27年度		15

第47表 飼い犬の適正管理指導状況

（単位：件）

年度	区分	加害届	被害届	措置命令	告 発	調査回数	苦情届出
平成25年度		47	44	0	0	50	1,176
平成26年度		28	24	0	0	32	870
平成27年度		16	15	0	0	20	818

第48表 犬及び猫の引取並びに死傷動物の収容状況

(単位：頭)

年度	引 取 数			収 容 数				計
	犬	猫	計	犬	猫	その他	計	
平成25年度	336	1,199	1,535	63	177	33	273	1,808
平成26年度	300	895	1,195	29	121	23	173	1,368
平成27年度	211	774	985	23	93	36	152	1,137

(青森市を除く)

第49表 動物愛護センターにおける動物の処分状況（焼却）

(単位：頭)

年度	区分	犬	猫	その他	処分数
平成25年度		430	1,605	33	2,068
平成26年度		362	1,193	22	1,577
平成27年度		272	968	31	1,271

第50表 動物愛護センターにおける譲渡の状況

(単位：頭)

年度	区分	犬	猫	計
平成25年度		173	52	225
平成26年度		159	62	221
平成27年度		110	92	202

第51表 化製場等の施設数

年度	区分	死亡獣畜取扱場	化製場	法第8条準用施設
平成25年度		9	6	15
平成26年度		11	6	15
平成27年度		12	6	16